

令和4年第2回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年6月16日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

17番 木村松雄	18番 阿部雅志
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井正助	副市長 町田寿人
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 矢田正和
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 岩野竜文
建設部長 高田敬二	水道部長 大森章司
会計管理者 岩佐賢二	教育部長 森友邦明
危機管理局長 吉川和宏	企画総務部次長 森克彦
市民部次長 林英司	健康福祉部次長 小松隆
産業経済部次長 岡本正和	建設部次長 笠井和芳
教育部次長 佐藤正彦	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 松村栄治	土成支所長 住友勝次
阿波支所長 大塚清	水道部次長 吉岡宏

農業委員会事務局長 相原 繁喜

監査事務局長 坂東 明

財政課長 大倉 洋二

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ原田定信君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ原田定信君。

○19番（原田定信君） おはようございます。

19番、志政クラブ原田定信でございます。会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

ちょうど3月に改選になりまして、新しい議員も4名増えました。また、理事者のひな壇を見ましても、今回初めて議会で見るといっても何人かおいでるようでございます。西と東に席は分かれておりましても、思いはまず一つでございます。阿波市の発展のために、そしてまた市民の方々の幸せのために、福祉の向上のために、お互い議論を尽くしながら頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回、3点ほど質問を出させていただきました。

まず、1点目に上げさせていただいたのは、議員定数の削減が今議会で論じられております。この阿波市においても、17年前に合併したときの約4万1,000人から、もはや間もなく3万5,000を切るぐらいの人口の減少に至っております。そして、この際当然のように、その当時の定数20人の議員に対しての定数削減の問題が今浮上してきております。これから議会もそれらのことについて議員共々協議を重ねながら、一番皆さんに理解していただける定数を目指して、4年後に臨みたいというふうに思うわけでございます。

また、今回初めての議会ということでございまして、市民の方々も非常に私は注目して

いただいております。ちょっとこの選挙期間中、日に5回から8回ぐらいにわたって、街頭でこの議員定数の削減だけを訴えました。これは絶対にやらなければならない道、通らなければならない道で、ぜひとも理解してくださいという形で市民の方々に訴えたのが、つい昨日のように思い出します。たくさんの評価もいただきました。定数を削減するのはけしからんという意見は一つもございませんでした。たくさんの方から激励をいただいたことがございました。また、それぞれの今日この放送をご覧の方の、それぞれのお方の近くにも、私はお知り合いの議員がたくさんおいでと思うんです。これは、議員だけの判断じゃなしに、それぞれの支援者の方、お知り合いの方々が、近くの議員にご進言していただいているいろいろとお知恵を与えていただいて、ぜひとも健全な議員定数に戻していきたいなというふうに思いますので、その点をよろしくお願いを申し上げます。

質問に入ります。

今、ご案内のように定数削減の問題が議会で取り沙汰されている中、私は常に思ってたんですけども、議員定数の削減っていうことにこれがとどまったのでは、阿波市の質問するだけで成果は見えないと、私は思います。今仮に議員定数が1人減ることによって、議員1人に係るところの予算、お金っていうものは、年間500万円少々ですよ。4年間で2,000万円になります。それが2人減ると、1年間に1,000万円、1,500万円、2,000万円というふうに、その分の予算も削減されてきます。それらのことを受けて、それぞれの事業を営んでおりますところの阿波市においては、そこらの現実を踏まえた中で、各部において私はどのように考えられているのか。恐らく、これは議員の定数が減ることによって、議員の活動ということよりも、目配り、気配りするところが、これは当然減っていくんですよ。20人でそれぞれの議員が見るのと、16、18人になった議員が見るのとでは、そんだけ視野が狭まってまいりますし、各部においてもそうでございます。仮に職員が減ることによって、それだけサービス機能が低下していくか分からない。そのような現況も踏まえながら、それを克服してあり余る、私は職員があつてほしい、阿波市になってもらいたい。また、議員も同じでございます。それも含めて頑張っていきたいというのが私の根源でございます。それぞれの各部において考えられることがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） おはようございます。

志政クラブ原田定信議員の代表質問1問目、議員の定数削減が論じられる今、各部とし

で今後の取組は、各部の考えはについて答弁をさせていただきます。

初めに、企画総務部の組織といたしましては、企画総務課、秘書人事課、財政課、契約管財課、市政情報課、危機管理課で構成しており、現在正規職員49名、再任用職員1名、会計年度任用職員9名の計59名で運営しております。これまでも、交流防災拠点施設アエルワや阿波市ケーブルネットワークACNなどの指定管理者制度の導入に取り組んできたところでございます。今後におきましても、人口減少問題に対応できるよう、職員の定員管理では人口と産業構造により設定された類似団体の職員数を考慮するなど、市民サービスの低下を招かないように努めてまいります。

また、本年5月に設置した阿波市デジタル化推進プロジェクトチームにより、デジタル技術やデータを活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、AI等の活用を検証することにより、業務の効率化にも努めてまいります。加えて、令和3年度に設置した公共施設マネジメントプロジェクトチームにおいて、厳しい財政状況の中、人口減少、少子・高齢化に伴う公共施設等の需要の変化にも対応していくことが求められていることから、公共施設個別管理計画の改定を行っているところでございます。引き続き、市民サービスの向上を図るとともに、健全な財政運営が維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 続きまして、市民部より答弁をさせていただきます。

まず初めに、市民部の組織としましては、市民課、税務課、国保医療課、人権課、環境衛生課、各支所地域課及び広域連合や一部事務組合への派遣職員などで構成をしており、現在正規職員75名、再任用職員9名、会計年度任用職員26名の110名で運営しております。市民部の業務は、市民生活に直接関わる業務が主なものでございまして、出生・死亡に係る事務をはじめ、税金や国民健康保険、家庭ごみ、人権問題など、窓口業務を中心に、多岐にわたる事務事業に取り組んでおります。近年におきましても、市民の利便性向上に向けて、住民票、印鑑証明書のコンビニ交付サービスを令和3年3月より始めております。また、各課におきましては、業務の性質上、大量の個人情報を取り扱うことから、情報漏えいや誤発信などを起こさないよう細心の注意を払いながら事務を進めているところですが、マイナンバーやデジタル化の推進など、国の制度改革も伴い、各部署における事務は今も増え続けているところです。このことから、今後さらに機構改革を推進

するためには、人工知能を駆使するA Iや機械が事務処理を代行するR P Aなどの技術を活用することにより、データの取り込みから印刷、そして発送に係る処理などの過程を機械に実行させることで事務の効率化を図ることが重要であると考えております。これからも、よりよい事務体制を確立させるため関係部局と連携を取り、ともに進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 次に、健康福祉部より答弁をさせていただきます。

健康福祉部の組織といたしましては、社会福祉課、子育て支援課、介護保険課、健康推進課、認定こども園5園で構成をしており、現在正規職員126名、再任用職員10名、会計年度任用職員114名の計250名で運営をしております。主な業務といたしましては、地域福祉、児童福祉、障害福祉、高齢者福祉や健康づくりなど、市民サービスに直結する業務となっており、保育士や社会福祉士、保健師など専門の資格を有する職員の配置が必要となる業務もございます。近年の主な取組といたしまして、全ての小学校区に設置した放課後児童クラブの指定管理者制度の導入や平成29年2月に策定した阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画に基づき、幼保連携型認定こども園5園を整備し、令和3年度からは、公立5園、私立4園の計9園の認定こども園として業務を開始しております。公立、私立の認定こども園を設置したことにより、それぞれの特徴を生かした質の高い教育・保育サービスの提供が可能となり、入園を希望される保護者の選択肢が広がったと考えております。今後におきましては、高齢化に伴い社会保障分野や保健分野などでの行政ニーズが高まり、業務量が増加すると想定されますが、引き続き効果的、効率的な行政運営を図るため、民間活力の導入やデジタル化の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 次に、産業経済部より答弁をさせていただきます。

産業経済部の組織といたしましては、農業振興課、農地整備課、商工観光課、消費生活センターで構成しており、現在正規職員25名、会計年度職員4名の計29名で運営しています。産業経済部におきましては、事務事業の見直しについて、これまで市場錦鯉流通市場や土柱休養村センター、土成地域資源活力工房などの指定管理者制度の導入など、事

務の効率化に努めてきたところでございます。本市の基幹産業である農業分野では、県下一の農業地域としての基盤を支えるべく、市単独事業である活力ある阿波市農業振興事業などにより、きめ細かく、力強く、そして手厚いサポートを行っております。

次に、商工分野では、雇用の創出が人口減少を克服し、持続可能なまちづくりを推進するための最重要課題の一つと位置づけ、積極的に企業誘致に取り組んでおり、近年では次世代型園芸ハウスの株式会社トマトパーク徳島やレタス養液栽培の植物工場COCON（ココン）、段ボールをコアビジネスとした株式会社サンコーが操業を開始しています。また、令和4年度には、株式会社INITIUM（イニチウム）と山本光学株式会社の新施設の操業が開始予定となっており、さらには県内の生産拠点を集約するため、西精工株式会社が新工場の建設や生産棟の増設を進めております。今後とも、国、県の支援策を最大限活用しながら、持てるアイデアを総動員し、本市の農業、産業に携わる方々が輝く未来図を描けるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 次に、建設部より答弁させていただきます。

建設部の組織としまして、建設課、特定事業推進課、住宅課、営繕課で構成しており、現在正規職員32名、再任用職員2名、会計年度任用職員8名の計42名で運営しています。道路は、市民の日常生活や地域の産業経済活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な社会基盤であり命の道であることを念頭に、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、有利な財源を活用しながら、市内の道路網の計画的な整備及び維持管理に取り組んでおります。このうち、（仮称）阿波スマートインターチェンジ整備については、現在用地交渉を進めており、今後西日本高速道路株式会社四国支社と連携し、早期供用開始に向け取り組んでまいりたいと考えています。加えて、市営住宅については、住宅の確保が難しい方のセーフティーネットとして、しっかりと管理、提供に努めております。今後も、引き続きコスト意識を持ちながら、必要な社会資本の整備、適切な維持管理を行い、市民の皆様が安全で安心して利用できる環境づくりに向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 大森水道部長。

○水道部長（大森章司君） 次に、水道部より答弁させていただきます。

水道部の組織としましては業務課のみであり、現在正規職員12名、再任用職員1名の計13名で運営をしております。また、平成25年度から水道料金に関する窓口業務等を業務委託し、業務の効率化に取り組んでまいりました。水道事業は独立採算制であるため、加入している皆様の水道料金で運営していることから、人口減少に伴い給水収益が減ることによる水道事業の悪化、またそれに伴う施設維持管理への影響など、水道サービスの低下が懸念されます。こうしたことから、今後においてより安全で強靱な水道を持続するため、令和2年3月に、水道事業が抱える諸課題の解決に向けた10年間の取組方針と取り組むべき施策を示した水道事業ビジョン並びに水道事業経営戦略を策定し、将来人口並びに給水収益の減少などを踏まえ、水道施設の統廃合やダウンサイジングにより、施設の再構築とコスト削減を図り、将来にわたり水道事業の安定的な経営環境を継続させることとしております。今後においては、水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略に基づき、将来にわたり安定的に水道事業が継続できるよう、組織内でのコスト縮減の取組を行うとともに、厳しい財政状況を踏まえ、重点的に取り組む事業の優先性と資金調達及び料金への影響などに配慮した事業展開に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 次に、教育部より答弁させていただきます。

教育部では、教育総務課、学校教育課、社会教育課、給食センターの4つの組織で構成され、正規職員28名、再任用職員1名、会計年度任用職員56名の計85名で運営しています。これまで、平成19年度より阿波市全図書館に指定管理者制度の導入や学校給食センターでは平成27年度から調理業務、配送回収業務、洗浄・清掃業務を業務委託し、業務の効率化に取り組んでまいりました。今後、人口減少が急速に進んだ場合においても、学校現場は子どもたちを中心とした教育活動を展開し、複雑かつ多様な課題に対応することが求められることから、教育環境や教育内容の質を落とすことなく業務の効率化を図れるかが大きな課題となると思われます。まずは、子どもたちが未来の阿波市の担い手になれるよう教育活動を展開し、健やかな育ちを支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、各部長のほうから、それぞれの部の説明をいただきました。それぞれの皆さんにご協議いただいた中身だろうかというふうに思うんですけど

も、私に判断させていただきますと、職場紹介の部分では100点、私の意図する質問の内容等の回答については50点、そういうことです。それ以上踏み込むのは、私はあえて酷な部分もあったのかなという部分も感じます。そうした中で、再問は求めません。いろいろ皆さん方がご協議いただいた中で、それが覆されるはずもないし、基本的には私のまづ思う理想を述べたいと思います。それが正しいか悪いかは、またそれぞれ部署でご判断いただけたらというふうに思います。

まず、企画総務部なんですけれども、一番に私が思うのは、大きな問題か分からんですけれども、支所の問題です、支所のね。再任用なんかをされて、市役所から現役の管理者の方が所長で行かれておるけれども、そこらこそ再任用の方に、経験豊かな方に私は行っていただいたほうがいいんでないんだらうか。地域のこともよく分かってるし、また体制面にも私はそのほうが優しいんでないかなっていうことは思いました。それらのその部分に目をやられてなかったんで、そういう回答になったんかも分かりません。

それともう一つ、阿波市が保有する公用車です。今、公用車はおおむね170台近くあると思うんですけれども、当然車っていうのは機動力のたまものです。これがあることによって、早く現場へ行けるし、早く仕事もできるしね。だけど、そうした中で、人口がこっただけ減っていく中で、果たしてそのことも相共有をして使うような私は車両も必要でないんだらうかなというふうなことを特に思いました。最近の6月号の広報あわを見ましたときに、この阿波市の流れっていうのは、生まれてきた方が6名ですよ、1か月でも6名。亡くなられた方が40名です。このペースっていうのは、ここ数年変わりませんよ。だから、どんどんどんどん人口が減っていくわけですよ。だから、したがって今の人口そのものが、前段申し上げたように、3万5,600人余りになってきました。だから、そういうことを念頭に置いて、私はぜひ考えてもらいたいなというふうに思います。もちろん回答は結構でございます。そういうふうなことを思いました。

次に、市民部長に答弁いただいた中で、例えば住民票、印鑑証明書などのコンビニでの交付のサービスが令和3年3月より始められているということです。ただ思ったのは、やはり広報不足はこの上ない。広報はされてないな。もう少し広報をすることによって、現在のその利用度数を考えた場合に、どれぐらいがコンビニのほうから交付されておるのか。またそれが、強いて言えば、その部分がコンビニで取ることが常識化していく中で、当然職員の数が減らせるわけで、減らせると言うたら聞こえは悪いんですけども、もっと人が要るところに配置替えができるっていうようなことも考えられますので、一つの課題

として考えてください。

次に、健康福祉部長、健康福祉部においては、子育てするなら阿波市っていう大きなキャッチフレーズがあります。これはある程度市民の方の中に浸透しました、これはね。ここ数年、それぞれの事業要望が認可された中でも供用開始を見ておって、ほぼ箱物行政はまず終了したかなというふうな思いが私はいたします。これからは、あと内容の充実、子育てするなら阿波市っていう文字どおりの現場での仕事っていうのがこれから私は高く評価されてくるんでないかな。子育てを求めるところは、阿波市だけじゃないんですよ。隣の町にしても、吉野川市にしても、美馬市にしても、子育てっていうことにはそれぞれの町が力を入れてます。そん中から選択して、それらの人たちがその町を選ぶっていうふうな状況で、もともと行政そのものはサービス業ですよ、この仕事っていうのは。どの町が一番ええだろうかなっていう選択の中で市民が移動してこられる、そういうような中で、考えてほしいなっていうんです。

それと、行政ニーズの高まり、業務量の増加が想定される、これは当然だと思います。そうした中で、ボランティアの組織をまた登用できることはできないだろうか。市役所を退職された方、また一人役を終わられた方で、時間が余っとんじやという方々はたくさん聞きます。それらの人にもう一つ何か生きがいを感じてもらえるようなやり方を積極的にできるような体制づくりも必要なんでないかなっていうふうに思います。

続いて、産業経済部長、産業経済部は、本当に生活の根幹の部分なんです。この町は、何といても基幹産業は農業ですよ。今コロナ禍で言われてますように、それぞれのコストが全部上がってます。ハウスをするにしても、ビニールシートから、その鉄材から、農業に至るまで、全部値上がりしてます。そうした中で、果たして農業がこれからやっていけるのだろうかという、非常に私は本市における農業を危惧する部分をまた見ております。また、そういう農業ですので、家族とかの後に続く跡取りですよ、後継者、これがなかなか一歩また後ろへ下がったかなっていう感をいたしております。そういった中で、ぜひそこらのリーダーシップ的なことを、これはJAにお任せするのはいいけども、これは行政がもっともっと前に出て行って引っ張っていけるような、そういうふうな体制にもぜひこれを考えていってもらいたいな、そういう時代が私は来たんでないかな、JAに頼り切るような時代じゃなくなっただんでないかというふうなことを思います。

それとまた、商工観光事業はもっと積極的に推し進めてもらいたい。農業とともにいてもらいたいなというふうに思います。

それとまた、観光ですよ。本当に観光がない、この町においては。土柱にしても、そうです。また今回、私は何回も質問したんですけども、土柱そよかぜ広場の再開発については全然見えてない。どのように今後考えていって、土柱とそよかぜ広場をマッチングさせたところで、どのようにお客さんに来てもらうようにつなげるのか。せっかくいいところあるんですから、それを引き入れるような、ぜひ、大変だと思いますけれども、商工観光課に頑張ってもらっていただきたいというふうに思います。

次に、建設部長、いろいろご答弁をいただきました。建設部の仕事も減ることはないんですよ。というのが、我々現実を見とって、ほかの議員各位からも要望があったと思うんですけども、地域に入るたびに言われるのが舗装ですよ。それに対しての事業費もままならんところがあって、十二分に対応できるだけの費用が出てこない、工事費が出てこないというふうな中で、私は要望はたくさんあるけれども、恐らく部長、課長は予算がないけんちゅうで断りよると思うんです。だから、そのことについては計画に置いて前向きな答弁で地域の人にしていきたいなというふうに思うんです。

それと、北岸のパイプ配管した関係で、道路が陥没していったところはたくさんあります。これに併せて、舗装の劣化も見られます。それらのことを、今先ほどちょっと申し上げたところの会計年度任用職員が8人おいでますけれども、本当にこの人たちはよくやってくれていますよ。例えば、側溝が詰まったとか、水がはけんだとかと言ったら、必ずダンプで来て全部やっていただく。非常に私はありがたい人たちだなんていうふうに常に思っていますけれども、こういった任用職員の方をもう少しグレードアップはできないんだろうかな。小さな舗装とか、事業の対応しにくいところちゅうのを、皆それぞれ働き盛りの人が任用職員においでますので、もう少し私はグレードアップしていただけたらなというふうに思います。

また、水道部から答弁いただいた。確かに、業務課のみの組織ですよ、水道部というのは。よく分かります。また、まして収入が減ると、水道事業が止まることによって悪化していくというふうなことも当然理解できます。そのことも含めながら、ぜひ私は克服してもらいたいなというふうに思ってる。それと、山間部における水利組合、恐らくこれは過疎化が進んでいっておる現況の中で、水利組合が維持できない組合が出てこないですか。そこらの水は命のたまものですから、水がなければ生活ができない。だから、そういうふうなところの部分を大体予想できるところが分かると思うんですよ。だから、そういういったところに給水車で運ぶのをよしとせず、状況の把握に見通しをつけていただいて、

そういうふうな不便を来すことのないようにできるような私は状況を考えてほしいなというふうに思いました。

それと、最後に教育委員会に答弁いただきました。子育てするなら阿波市、教育の質を上げていかないかんとすることは、答弁の中でよく分かります。そういうことだろうと思うんです。ただ、子どもたちの、例えば中学生からのクラブ活動なんかにおいては、ボランティアの登録制なんかをもっと取って、そこらの学校の先生方に頼らず、ボランティアの方が行ってコーチをするような、指導をサポートするようなことが考えられないだろうかということを特に思います。特に、阿波市においては、子どもの頃からソフトテニスが非常に盛んです。指導者の方が非常に熱心ですよ。だから、それが今県下随一の市場中学校になっておりますし、そこらから見回してみると、ソフトテニスだけじゃなしに、森友さんにしても少年柔道の監督をしていただいて、非常に疲れた中でも夜出て行って柔道の指導をしていただいている。ただ、残念ながら、中学校になって入るときに、柔道をされる子どもたちはみんな阿波中へ行ってしまふ、先生がおるから。指導する先生がおらないから、全部市場でなしに阿波中に行ってしまう。それも私は阿波市内でいいんでないかなと思うんですけれども、そこらの登用を、ぜひボランティアのそういったような何を作ってやってくれたらいいかなというふうに思います。ぜひ前向きに私は取り組んでいただけたらいいなということを思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

再問を市長にお聞かせ願いたいと思います。

今私が思うところで聞いた中で述べてみました。少々無責任な問いかけも私はあつたんじゃないかとは思いますが、年に1度こういうふうな形で阿波市を見直すつちゅうか、自分のところのまさに脚下照顧ですけれども、足元をしてみるっていうこともそれぞれ必要なんでないんだろかなというふうに思います。まして、これからはますます人口の減少時代に突入してまいります。増えることはまずないですよ。そうした中から、前段申し上げたように、サービス合戦です。よその町に行かんと、阿波市に来てもらうためのこの町は子育てがええけん、しっかりしとるけん、こんなところはお金も要らんし、してくれるしなっていうふうな、そういったような部分をぜひ見えるような行政を市長のリーダーシップのもとにやってもらいたいというふうに思うんです。市長が頑張ってくれたおかげで、企業誘致なんかはチームを組んでたくさんの優良な企業が来てくれました。担当部のほうの努力、協力もさることながら、やはり市長を中心とした、そういったプロジェクトのチームが、県の協力もいただいたとは思いますが、そのような事

業が今進んでいっている。非常に喜ばしいことであって、それらの人たちが、平たく言えば税収にもつながっていくし、いろんな部分につながっていく。そういったようなことをぜひこれからも推進していただきたいんですけども、今それぞれの部のお話を聞いていただいて、市長、どのように考えられたか、市長の所見を、短くて結構でございます、お知らせください。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の1問目、議員の定数削減が論じられている今、各部として今後の取組はについての再問、市長の考えはについて答弁をさせていただきたいと思えます。

本市では、第2次阿波市総合戦略に基づきまして、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目指しまして、出生率の向上、転入促進など、人口減少に歯止めをかけるため、様々な事業に取り組んでるところでございます。人口減少問題につきましては、本市の最重要課題でございまして、その対策といたしまして取組が多く分野にわたることから、各部署が連携し一体となり取り組むプロジェクトチームを設置するなど、全庁一丸となった子育てしやすい体制づくりを進めているところでございます。

次に、本市の職員定数でございますけども、第1次から第3次の阿波市集中改革プラン並びに令和2年2月に策定しました阿波市行財政改革推進プランに数値目標を掲げております。類似団体別職員数の状況や職員数の実績、将来にわたる業務の増加や減少の見込みなどを勘案し、算定を行ってるところでございまして、令和6年度は368名の目標を立てております。平成17年の合併時の495名からは、現在は128名の減となっております。人口減少や少子・高齢化の進展、行政需要の多様化など、社会情勢の変化に対応しながら、効率的で質の高い行政を実現するために、地域の実情を踏まえた行政サービスとそれに必要な職員数のバランスを考えまして、適正な職員配置を検討していくことが重要であると考えております。今後におきましても、多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、職員数の適正化、組織や事務の見直し、民間活力の導入など、徹底した行財政改革を推進しまして、主に義務的経費と経常経費の削減や事務の効率化に取り組みまして、持続可能で安定的な行政サービスが提供できるよう、財政の健全性を維持しながら、市民サービスの低下を招くことのないよう鋭意取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 先ほどちょっと私、教育委員会の中で申し上げるのを忘れておった分もあるんですけども、先ほど運動部のみについて申しました。これは、運動部のみならず、女性の方の例えばちぎり絵をしておる人のグループだとか、それとか手芸をやられてる方がたくさんおいでて、それぞれの方に私は要請してみればボランティアで生徒たちのそういったような課外活動等々に私はご理解がいただけるんでないのかなというふうなことを強く思いました。そうしたことを踏まえて、これからそのような民間の力を活用して、ぜひともそういうふうな子どもたちの教育の一端をボランティアの方が担っていただければというふうに思いますので、その点をよろしくお取組いただけたらというふうに思います。

1点目の質問を終わります。

2点目に移りたいと思います。

4月2日に過疎自治体初の半数超という見出しで、徳島新聞で出ていました。県内阿波市も対象にということでございます。そのような形で、阿波市の過疎の認定、特に市場町での認定なんですけれども、思うんですけれども、市場町を見たときに、津田川島線が開通になって、あの道沿いに結構家が建ちましたし、定住しましたよね。定住したんですけども、そうした中で高齢化していった中で、皆それぞれが町のほうへ、下へ下へと出ていった方がいつときは増えておったんですが、どんどんどんどん南に下がっていった。そうした要素、要因があって、私は特に大影、市場町といえば大影が私はその対象になったんでないのかなというふうに思うんです。それと、ひとつ思うのには、過疎の一番の始まりは何かあったら、廃校なんです。学校の維持ができないがために、廃校になってしまう。阿波市においては、平成12年ですかね、日開谷と大影の小学校が休校という処分ですけれども、休校して、大俣小学校への統合がされております。休校っていうのは、行政手続上の補助金をもらう、いろんな形のものがあるの休校でしょうけども、文字どおり廃校ですよ。ただそうした中で、日開谷小学校については、いち早く当時の市場町の職員さんが前向きに取り組んでいただいて、日開谷の小学校については、独居老人のそれぞれの生活のできる方が今12人ですかね、滞在しておって、いつ行ってもにぎやかにみんな女の人、男の人何人かいますけれども、にぎやかにやられております。そうした状況の中で、日開谷の学校っていうのは、そういったように有効利用されておりますので、案外問題は少ないかと思うんですけれども、大影の小学校でございます。大影の小学校は、ご案内のように、幹線に面しておりますけれども、どういったわけか、利用度がなかったとい

うふうなことがあります。再三、何回か、そこらの事業の要望もあつたんですけれども、時には地元からの反対の要素も出た計画もありましたし、いろいろあつた中で、そのように今至っております。聞くところによると、教室部分っていうのは雨漏りが激しく進んでおる。体育館については、避難場所に指定されてあるので、それなりの維持ができておるといふふうに聞いております。これからの過疎事業を進めていく中で、このままではどのような、私はこれはソフト面の事業でいかれるのか、ハード面の事業でいかれるのか、ハード面でもしいかれるのであるならば、私は大影小学校の再生、ここらを考えていただけたら。というのは、学校での再開が非常に無理なんですから、ここらを。日開谷の学校では独居老人の住宅化にしました。できれば、大影小学校は、もしも改築し、あえて直していけるのであるならば、働く人たちの複合住宅を考えてはどうだろうかというふうなことを特に思いました。まして、地域の方もそれを望んでおります。今のままで放置して、雨漏りしてますから、だんだんだんだん崩れていく。そのようにして、まして前段申し上げたように、過疎のとにかく終えんをそんなような形で迎えるよりも、何とか再生できんどうか。地元も協力するっていうお話はされておりました。ぜひそのことについてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の2問目、過疎の認定を受け今後の取組についての1点目、大影小学校の運用を考えてはについて答弁させていただきます。

近年、少子化による児童・生徒数の減少により、全国的に多くの休廃校が発生し、その施設の有効活用が求められています。大影小学校につきましても、少子化、過疎化による児童数の減少から、平成12年4月1日より休校となっており、既に22年が経過しております。大影学校の校舎は昭和54年度に建築され、築43年が経過しており、経年劣化により外壁等のひび割れや天井からの雨漏り等で多数の破損箇所が見受けられ、現在の状況では利用することは難しいと思われまます。また、隣接する体育館につきましても、大俣公民館大影分館として、この地域の指定避難場所及び集会所として利用されており、運動場及び敷地内の維持管理につきましてもシルバー人材センターに委託し、年に数回除草作業を行っております。

大影小学校休校後の利用につきましても、過去の議会においても何度かご質問をいただいているところではありますが、当時の地域の方々の希望により、地域の住民の憩いの場

やゲートボール場、また様々な体験活動の場として利用されてきた経緯がございます。その後、平成26年度には、文部科学省が実施しています、～未来につなごう～廃校プロジェクトを活用した事業の募集を行い、2件の申込みを受け付けましたが、残念ながら事業の開始には至りませんでした。人口減少や少子・高齢化などの時代の変化に対応し、必要な公共サービスを維持向上させることを目的として策定した、阿波市公共施設等総合管理計画では、既存施設を最大限に有効活用する旨を基本方針として明記されております。また、学校施設に関する個別計画として、令和3年3月に策定した阿波市学校施設長寿命化計画においても、地域住民等と共通理解を図りながら、当該基本方針に従い、大影地区のすばらしい環境や自然を生かし、利活用の検討が必要であるとしています。しかしながら、大影小学校の現況から、今後の利活用方法によっては大規模な改修が必要となることが想定され、検討に当たっては、特に財政面での課題克服が急務であると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、教育部長のほうよりご答弁いただきました。

こういうお願いをすると、財政面のそこにまず大きな壁にどかんと当たるんですよ。これで大体はね返されて、計画が終わってしまうんです。ただ、私が思うのは、過疎債の運用がされるときに、事業計画、事業規模っていうのは、これは分かりません。しかしながら、過疎債を使って事業をこれから進めていく、ソフト事業だけでいくんならばいいけども、これをハード事業で持っていこうとするならば、私は大影小学校の再開発しかないと思うんです。せつかくこのような、今の言葉でピンチをチャンスにつちゅうことがあるんですけれども、阿波市が対象になった過疎自治体初の半数超えっていう中で、阿波市、いわゆる市場町を含まれたんですから、この際に英知を募って何とかできないものだろうか。今のままでいったら、雨漏りして、これへお金が入れられんということになるんならば、更地にするんですか。それとも、このまま置いといて、家が崩れてくるのを待つんでしょうか。どうするのか、そこらがよく分かりません。しかし、できることなら、隣の体育館が避難場所になっとなんですから、災害時の、それと連動しとるところの学校ですから、少々のこの際過疎債が使えて、これは単年度単年度でそんな大きい予算はつかないんでしょうけれども、そこらを運用してみて、そういうふうなところで何とか考えられないものだろうか。これは、あの地区のまさに過疎を象徴する建物ですよ。よく津田川島線が通って、当時を思い出しますよ。湊先生が県会議員であられたときに、徳島のチベットなん

て言われた。チベットって、私は知らんやけども、徳島のチベット、山の山の奥ですから、あの旧道を通られたら分かるんで。大俣に住まいの方は、そんな言葉を聞いたと思います。市場のチベット、チベットに対しては私は大変失礼な言い回しじゃなかったかなというふうには思うんですけども、おかげで津田川島線が通ったことによって、居住者が増えました。しかし、その居住者が出ていかれて、人が住まなくなったときに、このような問題を今招いております。そうしたようなことを踏まえて、ぜひハード面で取り組むならば、私はあそこしかないだろうかなというふうなことを思いますので、単年度でできる事業、また複数年度の事業計画に基づいてできるものがないんだろうか、どんなんだろうかということも含めて、市長のほうのお考え方をお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の2問目、大影小学校の運用を考えてはについての質問に答弁させていただきます。

令和3年4月に、議員おっしゃるとおり、総合的かつ計画的な対策を実施するための法律でございます過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されまして、本年4月1日に大影小学校があります、本市の市場地区が、令和2年に国勢調査の結果、昭和55年と比較しまして人口が25%減少したことから過疎地域に指定されました。過疎地域に指定された市町村は、地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展計画を定めることによりまして、過疎対策事業債等の財政支援を受けることができるとされております。また、本計画の策定が国の財政支援を受ける条件となっていることから、本市におきましても、阿波市過疎地域持続的発展計画の策定を進めているところでございます。このことによりまして、有利な財源である過疎対策事業債を最大限に活用し、市場区域の活性化はもとより、本市の将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

一方で、過疎対策事業債の配分につきましては、要望額全てが配分されるものではなく、国の地方債計画に応じまして、毎年配分される額が決定されるものであります。計画的な執行に努めていく必要がございます。本市の最重要課題でございます人口減少問題の克服に向けまして、大影小学校の有効活用については、地域の活性化において重要な課題と受け止めておりますことから、地域の皆様の思いやニーズを受け止めながら、費用対効果も十分考慮した上で、しっかりと今後検討させていただきたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） おっしゃられるとおり、費用対効果、これは必要ですよ。だから、十分に状況を把握して、いろいろ意見を求めて、70%まで交付税措置されるわけですよ、上限が限定されてるとはいえ、でしょう。だから、一番頭に置かないかんの、時限立法で、これから10年ですよ。10年の間に何もできなんだら、それで終わり。だから、阿波市のこれからどう取り組んでいくかっていう、私は姿勢が評価されていく、そういうふうなことを特に思います。特に、市長部局と教育委員会部局、それぞれのことについて十分協議しながら、あの地域の活性化が図れる事業をぜひ考えてもらいたいなというふうに思います。あえて再度申し上げますけれども、災いを転じて福となす、そのような中で、私はぜひ進んでいただきたいなというふうに思います。この点については強く要望して、今後とも注視して見させていただきたいというふうに思います。

3問目に移ります。

これは、藤井市長の2期目の最重要的な私は課題でないかなというふうには思います。ただ、この施設についてご案内いただいておりますところの令和7年までの20年間の約束で今の場所にしてあるごみ処分場が、これが切れるのが令和7年でしょう。ということになれば、残りが3年ですよ。3年の間に、これから地域の方のご同意がいただけて、そしてこういった事業を推進して行って、それで3年したときに供用開始を見ることができののだろうか、どうだろうかって考えたときに、私は一抹の不安を覚えます。だからそのことにつきまして、現在の進捗状況をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の3問目、ごみ処分場の進行についての今後の工程プランはについて答弁させていただきます。

最初に、新ごみ処理施設建設事業は、現施設の、議員も申されたように、稼働期限の2025年7月末に組合を脱退予定の吉野川市を除く、板野町、上板町、本市を含め、1市2町の広域での事業であり、市民の皆様の毎日の生活に必要な最重点事業と認識しております。

次に、現在稼働しております施設は、平成17年8月に供用開始されており、建設前の覚書、また地元との協定書には、稼働期間は2025年7月までの20年間と定めておまして、これを過ぎましたら他の場所に移転するとしており、残る期間は、先ほど原田定信議員も言われましたように、3年余りとなっております。ここで、この事業の経緯を振

り返ってみますと、令和元年12月25日に開催されました中央広域環境施設組合での全員協議会において、ごみを燃やさない燃料化方式という処理方式が決定されました。その後、建設候補地の公募を実施しまして、複数の候補地の中から、検討委員会を複数回実施し、現在の最有力候補地が選定され、令和3年3月26日に開催されました組合議会におきまして阿波町東長峰の最有力候補地が報告されたところでございます。そして、令和3年4月、昨年ですね、昨年の4月より、候補地周辺の7自治会に処理方式等の説明会を開催しながら、希望者に香川県の先進地視察を実施しております。今年度もご理解ご協力をいただきますよう、地元自治会の皆さんに事業に関連する事項を誠心誠意説明させていただいております。その中で、幾つかの自治会から施設建設に係る同意をいただいているところでございます。それと並行して、本年2月には、中央広域環境施設組合において、事業方式において公設民営（DBO）方式っていうんですが、その採用を決定し、事業推進をしているところでございます。また、新ごみ処理施設の建設による周辺環境の著しい悪化を招かないよう、周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査する生活環境影響調査を実施します。そして、説明会等にも言われておりますが、新ごみ処理施設の建設工事は令和5年度に着工する必要があると考えておきまして、地元住民の皆様のご理解をいただきながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、説明会でもよく地元の方から言われるんですが、地元の推進協議会、7つの自治会の連合体ですね、それをつくってはどうかということなんですが、この考え方につきましては、四国内の先進地を数か所視察研修する中で、特に徳島県内で最も新しく運用されている施設を昨年の6月に訪問させていただきました。そういった中で、その施設におきましては、施設建設までの地元説明会は、要望や環境も自治会ごとに違うので、自治会ごとに説明とか協議をさせていただきますまして、全ての自治会に建設について同意をいただいた後、全ての自治会による地元推進協議会を設置したと伺っております。そこで、1市2町が進める新ごみ処理施設においても、それを参考に、地元推進協議会を設置していきたいと考えております。今後も、令和7年8月の新ごみ処理施設稼働開始に向け、地元住民の皆様にご丁寧な説明を続け、ご理解、ご協力をいただき、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 副市長よりご答弁をいただきました。

最後に、市長にお考え方をお聞きしたいんですけれども、私が一番危険なのは施設の建設に同意をいただいているところもございましてというんが、これが一番危険ですよ、同意をいただいておりますということね。これが全体でいただいたもんなら全て話ができとるんだけど、7つの常会の中での一部が同意してくれとるということは、これはすぐめげますよ、この話は、一部が同意というのは。やはり全体で動かなければ、これは地元のことで、片や片やで賛成、反対に分かれさせるわけにいかんのですから、そういったところが一番これらの事業を前進させるため、理解をいただくための私は根拠でないかな、一番肝腎なところでないかというふうに思います。

それと、今副市長が言われた地元推進協議会ってあるんだけど、推進には至らんでしょ、恐らく。私の思うのは、西長峰地区活性化委員会とでもつくったらいい。町の地域の発展を願って行くような組織をつくって、7つ常会があるんならば、それぞれの常会から3人ぐらい出てもらってね、21人で、そこで全ての問題を集約していくというふうな形のことを考えなければ、なかなか私はあと残り3年を残して厳しいんでないかなっていうことを正直思います。私は、あの地区の人とよく触れ合う機会があるので、お話をよく聞きます。言われていることが結構難しい要求を私に言うから、絶対にそれは駄目だと、どれがどうのこうのちゅうことは言いませんよ。絶対に駄目ですよ、そういうような要望。絶対にそんなんは通るはずがないというて言うことも何人かの人と話ししました。だから、一番私が思うのは、危険度が高いのは、一部の人の同意をもらおうとというのが、私はこれは地域が離れたらそういうふうな同意の人は出てきます、当然。だけど、それが私は戦力にならないと。だから、敵対化するような構造をつくるよりも、まず地域の人と一緒にあって、7つの常会と一緒にあってこの物事を考えていくような体制をつくらなければ、一つ一つの各個撃破では、私は前へ進まんと思う、全体に同意をもらわなければ。行政も少々私は腹を突き出さなければこの問題は進まんのじゃないかと思うんです。最後に、市長の考え方、経緯を聞かれとると思いますので、お聞かせください。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 原田議員からは、ごみ問題についての再問をいただきました。

7つの自治会のうち、現在4地区でいただいております。残りが3地区でございます。原田議員のご意見といたしまして、全体的にもろうたらどうなということだと思います。現在今まで進めてきて、ご意見を伺った結果、各自治体ごとに問題点といたしますか、それから要望事項というのも違います。そういったことから、まずはご意見をいただきました

けども、今までの方針どおり、各自治会単位でいただいて、それが全ていただけましたら、議員がおっしゃっているような推進協議会的なものを考えて、皆さんとともに、この7地区の、この際でございますので、活性化等々を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 市長からもご答弁いただきました。

ただ、私は、全体的な代表者会をつくれっていうのは、各戸でいろいろご理解願ったところで、あそこの常会はこんなことをしてもらわんじゃけえ、うちしてもらわんかという対比論が出てくるんですよ。だから、全体の中で動いていけば、そういったような時間的な問題が解決していくし、大変だと思います、この必要社会悪的な施設を造るのは。今の現況を見たら、市場町にはたくさん背負っております。し尿処理場をはじめとする火葬場とか、いろいろ背負ってるんですけど、その都度に私はその地域の中に入って大変苦労した思いを今思い出します。これは、大変な事業を今進めようとしているわけでございます。3年余りといえば、ほとんど時間がないですよ。ほだって、あんながたがたのところをこれから造成して、あの造成だって、くいを打って何せなんたら、そんなに下の土地はええ環境の土地でもないと思うし、やっぱり大変だと思うんです。これが遅れて、3年後に供用開始をにらんだら、また一つの課題が町に降りかかってくる。そんなような状況になると思ひますんで、これは大変な事業に取り組んだ、取り組まざるを得ないという状況ですけども、副市長を筆頭に、ぜひこれらの問題に取り組んでいただいて、一日も早い地元の同意が得られるように、またこう言っちゃあ何だけど、地元の議員にも協力いただいて行ったらいいんじゃないですか。私は、そう思ひます。この時期が来たら、行政だけが動くよりも、また議員各位にもご協力、ご助言をいただいて行かれたらいいんでないかないというふうに思ひます。

今回提出させていただきました3つの質問、それぞれの方からご答弁いただきました。ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（笠井一司君） これで志政クラブ原田定信君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき笠井安之君の代表質問を許可いたします。

はばたき笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 11番笠井安之でございます。はばたきを代表して代表質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、第2次阿波市総合計画について、学校給食の現状と課題について、新型コロナウイルス感染症の現状と今後の見通しについてでございます。

まず、第2次阿波市総合計画についてお伺いいたします。

本年3月に、第2次阿波市総合計画後期基本計画が策定されました。「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」をスローガンとした計画書であります。最初、阿波市総合計画が策定されたのが平成19年3月で、当時の市長は、4町合併当時の初代小笠原市長でありました。第1次阿波市総合計画は、少子・高齢化の急速な進行や地方分権の進展、厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会、経済などの諸情勢が大きく変化する中、新たなまちづくり推進の指針となるべく策定されたものでありました。また、第2次阿波市総合計画前期基本計画は、平成29年3月に野崎市長のもとで策定され、人口減少が加速し、将来的な阿波市の活力の低下が懸念される中、いかに人口減少に歯止めをかけ、市内外からずっと住み続けたいと感じてもらえる町を目指して、様々な分野における取組を行うために策定されてました。そして、このたび藤井市長を中心に策定された第2次阿波市総合計画後期基本計画とつながっております。今回の基本計画は、協働・創造・自立のまちづくりを基本理念として、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱に基づき、6つの政策目標が示されております。後期基本計画は、前期基本計画の達成状況を踏まえた上に、市民の皆さんの声や社会環境の変化を加味して策定されたものであると理解しております。私も、この質問をするに当たり、これまでの基本計画に目を通してみましたが、前期基本計画と比べて、明らかに変わった項目は、SDGsの取組が新しく設けられたのは理解できました。それ以外は、小さな変更はあったものの、大きな変更点を見つけることができませんでした。

そこで、1点目として、第2次阿波市総合計画の後期基本計画と前期基本計画の違いは何かについてお伺いします。また、2点目として、第2次阿波市総合計画の後期基本計画に基づく10年、20年後を見据えた持続可能な阿波市を目指して様々な事業に取り組ん

でいくと思いますが、阿波市が目指す将来像はどのようなものかについて、併せてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき笠井安之議員の代表質問1問目、第2次阿波市総合計画について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の第2次阿波市総合計画の後期基本計画が策定されたが、前期基本計画との違いは何かについて答弁をさせていただきます。

令和4年度から令和6年度までを計画期間とする後期基本計画は、子育て支援や企業誘致など、様々な取組を積極的に推進し、着実に成果を上げてきた前期基本計画の達成状況に加え、近年の少子・高齢化や人口減少の一層の進行、大規模自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の発生などの社会情勢の変化を踏まえ、そしてまちづくりアンケートによる市民の皆様の声や本市総合計画審議会から答申をいただき、策定をしております。後期基本計画では、6つの政策目標と34の施策の取組を総合的に推進していくこととしており、その中から本市の強みを生かし、阿波市らしい特色あるまちづくりをさらに進めるため、本市の政策の中心である安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱を特に重点的、戦略的に取り組む重点テーマとして定めております。また、社会環境の変化に対応するため、2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現やアフターコロナを見据えた戦略、さらにデジタル化の推進や移住・定住などを取組方針に加え、地方創生の推進を強化していくこととしております。

次に、2点目の阿波市が目指す将来像とはどのようなものかについてでございますが、第2次阿波市総合計画では、本市が描く将来像として、「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」とし、未来を見据えた持続可能なまちづくりや人を中心に据えた子どもから高齢者まで市民一人一人が輝くまちづくりを推進するとともに、心身ともに健やかで安全に、安心して、穏やかに暮らすことができる阿波市、また住む人にも訪れる人にも勇気と感動を与える、常に前進し、躍動する阿波市、さらにはずっと住みたくなる阿波市、戻りたくなる阿波市、移り住みたくなる阿波市を目指すものであります。本市においては、人口減少問題の克服や誰もが活躍できる社会づくりを推進し、市民の皆様とともに将来像の実現に向けて第2次阿波市総合計画後期基本計画の施策にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 坂東企画総務部長より順次ご答弁いただきました。

前期基本計画と後期基本計画の違いについては、子育て支援や企業誘致などに積極的に取り組み、また前期基本計画の達成状況や社会状況を踏まえ、市民の皆様や総合計画審議会からの答申に基づき計画の策定を行ったとのことでありました。また、阿波市らしい特色あるまちづくりをさらに進めるため、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本を施策の中心に据え、危機管理体制の強化をはじめ、産業振興や子育て支援を重点的に取り組んでいくとのご答弁でありました。加えて、社会環境の変化に対応するため、2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現やアフターコロナを見据えた戦略、さらにはデジタル化の推進や移住・定住などの取組方針に加え、地方創生の推進を強化していく考えもお聞かせいただきました。第1次総合計画策定時からの社会情勢は大きく変化を遂げてきており、第2次総合計画前期基本計画策定時からも、人口減少問題や急速に進む高齢化及び新型コロナウイルス感染症の蔓延など、多くの問題が発生し、急速な対応を求められていることは言うまでもありません。また、本市が目指す将来像はどのようなものかの質問については、「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」を将来像として、未来を見据えた持続可能なまちづくりや人を中心に据えた子どもから高齢者まで市民一人一人が輝くまちづくりを推進するとともに、心身ともに健やかで、安全に、安心して、穏やかに暮らすことができる阿波市。また住む人にも訪れる人にも勇気と感動を与える、常に前進し、躍動する阿波市、さらにずっと住みたくなる阿波市、戻りたくなる阿波市、移り住みたくなる阿波市を目指していく、人口減少問題の克服や誰もが活躍できる社会づくりを推進していくとのご答弁でありました。阿波市の将来が、誰もが幸せに、楽しく暮らせる、明るいものとなることを期待するものであります。

次に、昨年4月の市長選挙において、藤井市長は、1期4年の実績が評価され、無投票当選を果たされました。その際の選挙において、藤井市長は、1期目の公約は阿波市の発展を見据えたまちづくりの礎となる施設整備を中心としたハード事業から、阿波市に住みたいと感じてもらえるソフト事業まで、選択と集中による事業の重点化を推進し、人口減少問題に歯止めをかけるとともに、市民が安全で安心して暮らせる阿波市実現に取り組んでこられました。そして、このたびの2期目を目指す選挙公約として、安全・安心のまち

づくり、活力あるまちづくり、子育て応援のまちづくりを軸とした施策を新型コロナウイルス感染症から市民の皆様が安全で安心して暮らせる仕組みの構築を公約して、市民に約束をされております。

第1次阿波市総合計画は小笠原市長の、第2次阿波市総合計画の前期基本計画は野崎2代目市長の、そしてこのたびの第2次阿波市総合計画後期基本計画は藤井市長の思いが籠もった計画が策定されたと思っております。

そこで、藤井市長が選挙公約として掲げた事柄がどの程度この阿波市総合計画の後期基本計画に反映されているとお考えか、藤井市長にお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） はばたき笠井安之議員の代表質問の1問目、市長が選挙公約に示されている事柄はどの程度この計画に反映されていると考えているかについて答弁をさせていただきます。

昨年5月に市長2期目に就任以来、従来の施策を踏襲したこれまでの市政ではなく、時代の動向に即応する新たな発想を取り入れたこれからの市政の構築に向けまして、市民の皆様一人一人が様々な立場やライフステージを超えてお互いを尊重し、認め合い、助け合える共存社会の実現に向け、独自性のあるまちづくりを進めているところでございます。また、本市にとって最重要課題である人口減少問題の克服と、近い将来必ず発生すると危惧されております南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などの大規模自然災害を迎え撃つため、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱を施策の中心に据えまして、持続可能なまちづくりを推進しております。

そして、本年3月に策定しました本市の最上位計画でございます第2次阿波市総合計画後期基本計画には、私の公約全てをこの計画に盛り込みまして、特に重点的、戦略的に取り組む重点テーマとしてより明確に位置づけ、施策を展開しているところでございます。具体的には、1つ目の安全・安心のまちづくりでは、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に強いまちづくりを積極的に進めるとともに、防災・減災体制の強化をはじめ、地域防災計画などを適宜見直ししながら、危機管理体制の一層の充実を図っております。特に、小学校などを単位としました自主防災組織連合会の結成を支援し、自主防災組織の育成及び活動支援に取り組んでおります。また、環境に優しく、市民の皆様の日常生活に最も密着した重要な施設である新ごみ処理施設の建設や市民生活に一日も欠かせない飲料水の安定供給に向けまして、給水区域の統合等を行い、安全で強靱な上水道の構築に取り組んでお

ります。

次に、2つ目の活力あふれるまちづくりでは、本市の強みでございます高品質な農産物を供給する県下一の農業地域として、地域の特性を生かした農業施策の推進、また災害時の物資輸送、新鮮な農産物の供給、企業誘致、観光客のアクセス向上など、多くの効果をもたらし、地域活性化の起爆剤となる（仮称）阿波スマートインターチェンジの一日も早い供用開始に向け取組を進めるとともに、雇用の場の確保や人口減少問題を克服するため、企業誘致や移住・定住の促進強化に取り組んでいるところでございます。

3つ目の子育て応援のまちづくりでは、これまで取り組んでまいりました子育て支援策として、18歳までの医療費を無償としたあわっ子はぐくみ医療費助成をはじめ、病児病後児保育事業の拡充、また小中学校等の入学時における入学祝い金や中学校などの卒業時における義務教育修了祝金の創設、全ての小学校区への放課後児童クラブの専用施設の整備などに加えまして、総合的な教育環境の充実を図るとともに、本年4月に阿波っこ条例を施行し、子育てするなら阿波市を合い言葉に、学校や地域住民、行政など共働により子どもたちが心身ともに健やかに成長できるまちづくりに取り組んでいるところでございます。今後におきましても、第2次阿波市総合計画に基づきまして、将来に向けた持続可能なまちづくりの実現のため、10年先、20年先を見据え、真に必要な施策に選択と集中をもってしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 藤井市長よりご答弁いただきました。

市長からは、2期目の就任以来、時代の動向に即応した新たな発想を取り入れ、施策を展開し、市民一人一人がお互いを尊重し、認め合い、助け合える共存社会の実現に向け、独自性のあるまちづくりを進めていくとともに、人口減少問題の克服と南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などの大規模自然災害に備えるため3本の柱を施策の中心に据え、公約実現に向けて施策を展開しているとのことご答弁をいただきました。

安全・安心のまちづくりにおいては、防災・減災体制の強化をはじめとして、危機管理体制の充実を図り、市内小学校区を単位とした自主防災組織連合会の結成に取り組んでいる。また、市民生活に欠かせない新ごみ処理施設建設や飲料水の安定供給に向けた給水区域の統合を行い、安全で強靱な上水道の構築に取り組んでいる。活力あるまちづくりにおいては、本市の主産業である農業施策の推進や地域活性化の起爆剤として期待されている

(仮称)阿波スマートインターチェンジの供用に向けた関連事業の推進を行うとともに、企業誘致や移住・定住の促進を強化し、雇用の場の確保や人口減少問題の克服に向けた施策に取り組んでいるというお言葉でございました。

子育て応援のまちづくりでは、本年4月に阿波っこ条例を制定し、子育て環境の充実を図っている。子育て支援策として、18歳になる年度まで医療費を無償化するあわっ子はぐくみ医療費助成をはじめ、病児病後児保育事業を拡充するとともに、小・中学校の入学時に入学祝金や、中学校の卒業時における義務教育修了祝金の創設や、全ての小学校区に放課後児童クラブの専用施設を整備し、総合的な教育環境の充実に取り組んでいくとのご答弁も併せていただきました。今後においても、持続可能なまちづくりの実現のため、真に必要な施策を1期目同様に選択と集中をもってしっかりと取り組んでいくとの強い決意も併せてお聞かせをいただきました。

また、藤井市長から、選挙公約として市民の皆さんに約束した事柄は、全てこの阿波市総合計画の後期基本計画に盛り込んでいるという言葉もいただきましたが、この計画書に書かれた阿波市の目指す将来像に近づけるために、市長自らが先頭に立って、一つでも多くの公約を実現できますようご尽力いただきたいと思います。

これで、1問目の質問を終わります。

続いて、2問目に移ります。

阿波市の学校給食の現状と課題についてでございます。

阿波市学校給食センターは、平成26年7月に竣工し、同年9月から学校給食の提供が開始しました。平成27年4月からは、市内全ての小・中学校に通う児童・生徒に対して、統一した献立で学校給食が提供されています。以前は、幼稚園にも提供されていたようですが、認定こども園の整備等によりまして取りやめとなったと聞いております。

学校給食センターの調理能力は、1日当たり4,000食となっておりますが、近年の少子化により、市内の小・中学校への給食の提供はかなり減少しているのではないかと考えておりますが、その現状についてお伺いしたいと思います。あわせて、地産地消が求められる中、平成25年2月に阿波市学校給食地産地消推進計画が策定され、県下有数の農業地帯である阿波市で取れた地場農産物を利用することで、児童・生徒に対して新鮮で安全・安心な給食を提供できるような仕組みとなっており、学校給食センターでは、市内のJAや市農業振興課、学校教育課で構成する阿波市学校給食農産物供給協議会の担当者会を毎月1回開催し、その情報を基に献立作成を行うなど、地場農産物の積極的、継続的な

供給に取り組んでいると聞いておりますが、献立の作成方法や食材の購入方法など、阿波市学校給食の現状はどうなっているのか、お伺いします。また、最近は、子どもたちに限らず、多くの方が、昆布や卵、牛乳など、いろいろな食物アレルギーを持っており、給食を提供する側としては大変気を遣う事柄の一つだと思います。私の子ども時代には、食物アレルギーに対する知識も全くなく、給食の時間に食物アレルギーがあるという同級生などはほとんど見かけることがありませんでした。食物アレルギーは、場合によっては、アナフィラキシーショックを起こし、血圧低下や意識障害を発症し、生命に危険を及ぼしかねないことがあるそうです。小・中学校で提供される給食は、保護者の方々が求める子どもたちの食の安全のうちでも最も大事なものであり、その信頼の上に成り立っているのが学校給食だと言って過言ではないと思います。それが、食物アレルギーを持つ子どもさんなら、なおさら心配だと思います。

そこで、2点目の質問として、食物アレルギー児童・生徒に対する給食の提供状況はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） はばたき笠井安之議員の代表質問の2問目、学校給食の現状と課題について2点質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の阿波市学校給食の現状はどうなっているのかについてでございますが、現在阿波市学校給食センターでは、市内小学校10校、中学校4校に1日当たり約2,600食を年間約200日程度給食の提供を行っており、年間の食数にしますと、約52万食となります。保護者の皆様にご負担していただいている1食当たりの給食費につきましては、小学生が277円、中学生が301円となっており、その全額を食材の購入費に充てております。また、給食の献立作成や食材調達の業務は市が直接行っており、調理・配送業務等につきましては民間業者に委託しております。

次に、2点目の食物アレルギー児童・生徒に対する給食の提供状況はの質問についてご答弁させていただきます。

食物アレルギーのある児童・生徒に対する給食の提供につきましては、阿波市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに基づき、医師の診断書の提出を踏まえ、市の献立作成担当者と保護者、学校との3者で協議し、対応しております。本年5月末時点のアレルギー対応の児童・生徒数は、小学生が39名で児童全体の約2.6%、中学生が10名で生徒全体の1.3%となっております。アレルギー対応の調理は、一般の調理場と別

にすることで、アレルギー対応が必要な児童・生徒にとって安心した給食の提供が可能となっています。また、食物アレルギーの食物、いわゆるアレルゲンには、特定原材料の7品目に当たる卵、乳、小麦、そば、落花生、エビ、カニがあり、これらにつきましては、代替食または除去食で対応しております。さらに、特定原材料に準ずる21品目については、どの料理の何にアレルゲンが含まれているのかが分かるように詳細な献立表を作成し、保護者の方にお渡しし、確認していただいております。

アレルギーの児童・生徒を持つ保護者の方が安心できる給食、また児童・生徒にとっても食べ残しが出ない、おいしい給食の提供に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 森友教育部長よりご答弁いただきました。

1点目の阿波市学校給食の現状については、市内小学校10校、中学校4校に対して、1日当たり約2,600食、年間約200日で、約52万食を提供しているとのことでありました。阿波市学校給食センターの調理能力が1日当たり4,000食からと考えると、少し物足りない気がします。これも少子化の影響なのかなということで、寂しい気がします。保護者が負担している給食費の全額は、食材の購入経費として使われているということが分かりました。また、給食の献立の作成や食材の調達は市が行い、調理・配送業務等は民間業者に委託しているということでした。

2点目の食物アレルギー児童・生徒に対する給食の提供状況については、阿波市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに基づき、医師の診断書により、市の献立作成担当者と保護者、学校の3者で協議して対応しているとのことで安心しております。現在、アレルギー対応を必要としている子どもは、小学生が39名、中学生が10名で、合計49名とのことです。アレルギー対応を必要とする児童・生徒はもちろんのこと、保護者の方にとっても非常に心強い限りだと思います。これからも、より細かな対応をお願いいたします。

次に、環境省の調査によりますと、平成25年度のデータではありますが、全国の給食における食品廃棄物、いわゆる食品ロスは、児童・生徒1人当たり推計で17.2キログラムであり、その内訳は、食べ残しが7.1キログラム、全体の41%、調理残渣が5.6キログラム、33%、その他が4.5キログラムで26%となっているとの報告があります。食品廃棄物、食品ロスの削減は、持続可能な開発目標SDGsの目標の一つでもあ

ります。また、令和元年10月には、食品ロス削減の推進に関する法律が施行され、地方公共団体が食品ロス削減の施策や実施の責務を有することが定められております。また、学校給食施設も、食品廃棄物、食品ロスが発生している施設の一つであり、国が定める食品リサイクル法基本方針において、学校給食調理施設は食品関連業者の取組に準じて食品循環資源の再利用を促進すべき施設と位置づけられております。

そこで、阿波市の給食センターの食品廃棄、食品ロスの状況はどうなっていて、処分量はどの程度あるのか、またその処分費用はどれぐらいになっているのかについてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） はばたき笠井安之議員の代表質問の2問目、学校給食の現状と課題についての再問、学校給食による食品廃棄の処分量はどの程度あるのか、またその処理費用はどれぐらいになるのかについて答弁させていただきます。

学校給食による食品廃棄の処分量につきましては、昨年度から給食提供日ごとに学校別、品目別の残食調査を行っており、昨年度の残食調査では、小・中学校全体で約27.5トンの残食があり、給食全体の約52万食で見ますと、1食当たり約50グラムとなります。給食センターでは、献立作成や食材の調達、調理等の中で食品ロスの削減を試みています。例として、以前は廃棄していたブロッコリーの茎の部分を食材として使用したり、ジャガイモなどを機械で皮をむく場合は、重量をはかり、むき過ぎていないか定期的に確認するなど、可能な限り廃棄量を少なくするよう食材ロス削減に努めています。また、極力余分な食材を在庫に持たないように心がけ、台風や大雪が予想される場合においては、消費期限を考慮して献立の内容を変更するなど、万が一休校になっても廃棄する食材を最小限に抑えるようにしています。

本市における学校給食を中心とした食育推進でも、食の大切さ、給食献立の栄養バランスの大切さを児童・生徒に伝えており、県が取り組むパワーアップ事業では、栄養教諭が各学校へ出向き、小学1年生では朝御飯を食べよう、小学2年生では好き嫌いなく食べよう、小学6年では生活習慣病の予防、中学1年生では野菜の調理を工夫しよう、中学3年生では受験期の食生活など、対象学年で阿波市のテーマを決め、食育授業に取り組んでおり、食事の重要性や感謝の心、食文化などを学んでもらい、そのことが給食の残食を減らすことにつながるようにしています。学校給食による残食と調理過程から出る廃棄野菜などの食材を合わせて給食センターで一括廃棄していることから、残食だけの処理費用はお

示できませんが、給食センター全体の令和3年度の実績といたしまして、年間税込み109万3,060円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 森友部長よりご答弁いただきました。

ご答弁では、昨年度から給食提供日ごとに残食の調査を行っており、昨年は小・中学校で27.5トンの残食があり、1食当たり約50グラムになるとのことでした。給食センターでは、献立作成や食材の調達、調理等において、食品ロスの削減を試みているとのご答弁もいただきました。また、ブロッコリーの茎を食材として使用したり、ジャガイモの皮をむき過ぎないようにしたり、食材の余分な在庫を持たないようにしたり、台風や大雪が予想される場合には献立の内容を変更するなどの努力もされているとのことでした。また、学校給食を中心とした食育推進でも、食の大切さ、給食献立の栄養バランスの大切さを児童・生徒に伝え、食事の重要性や感謝の心、食文化を学んでもらい、給食の残食を減らすことにつながるよう努力していることがよく分かりました。食品の廃棄処理費用については、他の廃棄物と一緒に処理しているため、残食だけの処理費用は不明ということですが、全体処理費用の年間109万3,060円が、残食を減量することによって少しでも軽減できればと思いますので、よろしく配慮をお願いいたします。

そこで、私からの提案でございますが、給食で出た残食から堆肥をつくり、有機農業として学校の農園や花壇に肥料として利用してはどうでしょうか。食育の観点からも、食品ロス軽減の観点からも、有効な方法だと思いますので、ぜひご検討をいただければと思います。給食の残食を利用して堆肥づくりをするという事例は、全国的にも相当多く、自治体が現在取り組んでいるところでもあります。一例を挙げさせてもらいますと、北海道の音更町というところがありますが、そこではJAと協力して、給食残渣で液肥の作成に取り組み、その液肥を使って野菜を栽培する事業を行い、収穫した野菜を給食でみんなで試食したということです。その結果、給食の食べ残しが減少し、子どもたちは料理に興味を持ち、農家さんや給食のおばさんたちが一生懸命作ってくれているからと言って、給食を残さず食べる子どもたちが多くなったとの成果もあったようです。このような報告はほかにもたくさんありますので、今後検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、給食関係の最後でございますが、今年になって、物価の高騰が止まりません。この要因としては、円安により輸入コストが高くなり、商品の値上げをせざるを得ない、原

油や天然ガスの供給不足によって移送に必要な経費が上昇している、世界の人口が増えていることで食料やエネルギーの需要が増えており、物価は需要と供給のバランスによって決まるもので、世界の需要が増えることで、物価は今後も上がっていくことが予想されています。また、世界の穀倉地帯であるウクライナ情勢の悪化や、中国やアメリカなどの異常気象による農産物の不作などが物価高騰の原因となっており、一般家庭への影響はもちろんのこと、学校給食への影響は避けて通れない状況となっております。先ほど森友教育部長のご答弁の中にもありましたが、給食費は1食当たり小学校が277円、中学校が301円となっており、その全額を食材購入経費に充てているとのことでしたが、このまま物価の高騰が続いた場合は、給食の値上げにつながっていくことも懸念されております。

そこで、再々問として、今後の給食費の上昇を抑える方策について考えているのかについて、高田教育長にお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） はばたき笠井安之議員の代表質問の2問目、学校給食の現状と課題についての再々問、物価の高騰が続いているが、今後の給食費の上昇を抑える方策について考えているのかについて答弁させていただきます。

昨今、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による物価の高騰で、全国的に食材の値上がりが続いており、その影響で学校給食に使用する食材調達にも影響が懸念されるところでございます。現在、給食センターでは、食材の価格動向を見極めながら、食材の調達の工夫や献立内容の工夫を凝らしながら、コストを抑え、物価高騰に対応しております。今後においても、学校給食実施基準に基づき、栄養管理を行うとともに、さらなる食材の高騰が長期化する場合においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用も視野に入れ、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 高田教育長よりご答弁いただきました。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による物価の高騰で、全国的に食材の値上がりが続いており、学校給食に使用する食材調達にも影響が懸念されている。給食センターでは、食材の価格動向を見極めながら、食材の調達や献立内容の工夫をしているとのことでありました。しかし、これらの対応方策を続けたとしても、食材価格の高騰は今後も

続くことが予想され、給食費の値上げは避けられないのではないかと考えております。高田教育長からは、今後のウクライナ情勢などによる食材費の高騰が長期化した場合には、臨時交付金等の活用も検討していくとのご答弁をいただき、安心しております。市としても、学校給食に対して、なお一層の支援が必要になってくると思われまますので、迅速な対応をお願いしたいと思います。

今議会開会日に、市長の行政報告の中で、全国市長会から国に対して給食費の無償化を要望しているとのご報告もありましたが、市としても、給食費の無償化を含めた、さらなる支援の検討をお願いして、この項の質問を終わりたいと思います。

○議長（笠井一司君） 質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

午後0時06分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

はばたきの代表質問の第3問目から、引き続き笠井安之議員に質問をお願い申し上げます。

笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

最後の質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の現状と今後の見通しについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症による感染状況は、日によって感染者数の増減はあるものの、徐々に減少傾向にあり、その数字に一喜一憂する毎日が少しずつ落ち着いてきております。私個人としては、ウイズコロナ、アフターコロナの時期が近づいてきたのかなと感じているところであります。国は、外国人観光客の受入れも6月10日から始まり、新型コロナウイルスの水際対策が1万人に制限していた1日当たり入国者数の受入れ緩和し、2万人に倍増させました。大幅に緩和されたことから、外国人観光客の移動が徐々に戻ってくるのではないかと考えております。今年のゴールデンウィークの状況を見ても、行動制限が、3年ぶりに、ないゴールデンウィークとなり、観光施設や宿泊施設なども昨年に比べて利用者の数が増加したとの調査結果が報道されておりました。阿波市においても減少傾向が続き、1日の感染者がゼロ人という日もちらほら出てきましたが、6月に入って10人を超える感染者数が続いた状態もあり、安心して生活するにはもう少し時間がかかるかなということでございます。

そこで、1点目の質問として、阿波市内の感染者数とワクチン接種の接種状況はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） はばたき笠井安之議員の代表質問の3問目、新型コロナウイルス感染症の現状と今後の見通しについての1点目、阿波市内の感染者数とワクチン接種の接種状況はどうなっているのかについて、ご答弁をさせていただきます。

徳島県における新型コロナウイルス感染者数は、6月13日現在、累計で2万3,211名であり、オミクロン株BA.2系統への置き換わりが一層進んでいるところでございます。本市の感染者数につきましては、令和2年11月13日に1例目の感染者が確認され、令和4年1月以降には家庭内感染等による感染の広がりがあり、6月13日現在、累計で1,070名の感染者が確認をされております。感染者につきましては、依然として増減を繰り返す状況となっており、引き続き市民の皆様への基本的な感染予防対策の再確認と、うつさない、うつらない行動の徹底の推進に努めてまいります。また、感染対策の切り札とされる阿波市の新型コロナウイルスワクチンの接種状況につきましては、接種機関である阿波市医師会や市民の皆様のご協力により、12歳以上の接種率につきましては令和4年6月13日現在で2回目接種を終了された方が87.9%、3回目接種を終了された方が81.6%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） マスクを外していただいて。

笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 稲井健康福祉部長よりご答弁いただきました。

徳島県内における新型コロナウイルス感染者数は、6月13日現在で2万3,211名となっており、オミクロン株BA.2系統への置き換わりが進んでいるとのことでありました。阿波市の感染者数については、令和2年11月13日の1例目の感染者が確認されて以来、本年6月13日現在で1,070名の感染者が確認されているとのご答弁でございました。この数字は、市民全体の3%弱になるわけですが、この数字をどう捉えたらいいのか、判断に迷うところです。また、この数日を見ても、市内の感染者は、残念ながら、10人を超えており、昨日はついに20人に達してしまいました。県内でも、徳島市に次いで感染者数となっております。稲井部長も言われておりましたが、今後も市民の一人一人が基本的な感染予防対策に心がけ、うつさない、うつらないを心がけていただ

き、一日も早い安心・安全な市民生活が取り戻せるよう期待するところであります。

また、ワクチンの接種状況については、令和4年6月13日現在で、2回目接種を終了した方が87.9%、3回目接種を終了した方が81.6%となっているとご答弁をいただきました。3回目の接種については、ファイザー社製とモデルナ社製ワクチンがあり、副反応への懸念から接種をちゅうちょされている方もあるようですが、市民の皆さんには、できれば自分と家族や周りの人たちを守るためにも、率先してワクチン接種をしていただきたいと思います。本年5月25日から全国で4回目ワクチン接種が始まっていますが、次々に変異を続けている新型コロナウイルスに対して、現時点で最も有効な対策であるワクチン接種が、早くも4回目を迎えております。新型コロナウイルス感染症は、高齢者ほど重症化しやすく、また一定の基礎疾患を持つ方についても重症化しやすいことが明らかとなっております。こうした中、オミクロン株流行下において、60歳以上の方に対する4回目接種により、死亡予防効果が得られるという報告や、重症化予防効果は少なくとも接種から6週間経過しても3回目接種と比較して大きく低下せず維持されていたという報告があり、重症化リスクの高い方への効果が期待されております。また、研究結果ではありますが、安全性については、4回目接種後には軽度の全身または局所の副反応が見られたものの、現時点では重大な副反応は認められなかったとの報告もございます。このようなデータや諸外国の動向等を踏まえ、厚生労働省の審議会で議論した結果、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防を目的として4回目接種を実施することになったと言われております。市民の方には、今回も早速ワクチン接種を受けようと思われる方や、前回の副反応がきつかったから今回は様子を見ようというような方もおいでるようでございます。市は、4回目のワクチン接種をどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） はばたき笠井安之議員の代表質問の3問目、新型コロナウイルス感染症の現状と今後の見通しについての再問、4回目ワクチン接種の予定と接種促進のための取組をどう考えているのかについて答弁させていただきます。

全国的にオミクロン株の感染が収束しない中で、今後の再拡大も念頭に置きつつ、本年4月に新型コロナウイルスワクチン4回目接種の実施が国から示されました。今回実施する4回目の接種は、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や現時点で得られている4回目接種の有効性、安全性に関する知見などを踏まえ、新型コロナウイルスに感染した

場合の重症化予防を目的といたしております。4回目接種の対象者につきましては、3回目接種を終了された60歳以上の方と3回目接種を終了された18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっており、接種間隔につきましては、3回目接種から少なくとも5か月以上空けることとなっております。4回目の接種体制につきましては、3回目と同様に、阿波市内接種協力医療機関として主にかかりつけ医の医療機関での個別接種を中心に行い、高齢者施設につきましては施設での接種を実施いたします。本市では、6月10日から接種を開始いたしております。4回目の接種の接種券の発送につきましては、3回目接種を終了された60歳以上の方には、接種間隔に応じて順次自動的に発送をいたします。18歳以上59歳以下で基礎疾患のある方につきましては、接種のための申請が必要であるため、健康推進課及び各支所の窓口で申請をしていただき、その後に接種券を発送いたします。

次に、受付予約につきましては、2回目、3回目接種と同様に、臨時受付窓口を開設し、市職員による予約のお手伝いをさせていただき、接種を希望される方がスムーズに予約ができるよう支援させていただきます。この臨時受付窓口は、6月29日、30日にアエルワで実施し、7月20日、21日には、前回と同様に、阿波農村環境改善センター、アエルワ、土成歴史館、吉野保健センターの4か所で実施をいたします。また、4回目接種につきましては、ワクチン接種の必要性について広報あわや阿波市ホームページ、ケーブルテレビなどを活用しながら情報提供を行うとともに、3回目の接種が終了していない方につきましても、引き続き周知をまいります。今後におきましても、阿波市医師会のご協力のもと、接種体制を維持しながら、接種を希望される市民の皆様が安心して接種ができるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 稲井部長よりご答弁いただきました。

4回目のワクチン接種は、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防を目的として、3回目接種を終了した60歳以上の方と、3回目接種を終了した18歳以上59歳以下の基礎疾患を有する方、その他重症リスクが高いと医師が認める方となっており、3回目接種から5か月以上間隔を空けて行うとのことでありました。接種券の発送については、60歳以上の方には3回目の接種から期間に応じて自動的に送付し、18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方には、健康推進課及び各支所で申請後に接種券を送付すると

のことでした。前回のようなばたばたといえますか、いろんな問題も起こったようでもありますけども、今回はそれに比べて落ち着いた状況になるのかなというふうに思っております。また、予約の方法は、2回目、3回目と同様に、臨時受付窓口を開設し、6月29日、30日ということでアエルワ、7月20日、21日については、前回と同じく、各旧町の施設を利用するというところでございました。今回のワクチン接種についても、過去の3回と同様に、阿波市医師会等にはご協力をいただくということになつておりますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。先ほども申しましたけれども、市民の方がワクチン接種の重要性をご理解いただいて、一人でも多くの方が4回目のワクチン接種をしていただくことをお願ひ申し上げまして、今回の私の質問を全て終わりたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで、はばたき笠井安之議員の代表質問が終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時23分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい阿部雅志君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい阿部雅志君。

すみません、マスク。

○18番（阿部雅志君） 阿波みらいを代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

大きく2点、1つは明るく元気な町阿波市を目指して、2点目、農業振興についてであります。

初めに、コロナがようやく下火になるんかなと思つたら、またロシアがウクライナに侵攻ということで、いろいろ影響も出ていますし、またマスコミ等のテレビでは悲惨な状況が映っております。早く安心して暮らせるようになったらいいのかなって、ウクライナの人たちのことを思って。戦争ほど悲惨なものはありません。一刻も早い終息と平和をお祈り申し上げます。

明るく元気な町阿波市を目指してであります。最初に今月の3日ですか、まち・ひと・しごと創生会議があつて、初めて私も参加をさせていただきました。各専門部署から

いろんな20人ぐらいおいででおったと思います。阿波市の活性化について、いろんな、1人持ち時間5分ですが、ご意見を拝聴していました。それに触発されて、私も少しでも阿波市が元気なるんだったらと思うんで、そういう観点からこの質問をさせていただきます。

現在、全国的にも新型コロナウイルス感染症は減少傾向にあります。しかし、阿波市においても市民の皆様や事業者、企業等において不安を抱えている方は少なくはないと感じております。SDGsの誰も置き去りにしない理念を具現化をするために、この困難に直面してる方はいかに支える手を届けられるか、またこれで阿波市においても国、県と連携し、あるいは市単独で様々な支援事業を行っております。そして、今回のコロナ禍によって浮き彫りになった多様化、複雑化する市民ニーズに対応するために一つ一つの課題を市民目線で捉え直し、今まで見過ごされてきたことも光を当てる施策の実施や対応こそが必要であると考えます。

そこで質問に入りますが、コロナ禍における市の財政運営について、坂東企画総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 阿波みらい阿部議員の代表質問1問目、明るく元気な町阿波市を目指してについての1点目、コロナ禍における行財政運営について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大が緩やかな状況にあります。いまだ収束の見通しが立っておりません。この感染症拡大期におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止や大きな影響を受けていた地域経済、住民生活を支援し、地方創生を図ってまいりました。主な事業内容といたしましては、子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下のお子様のいる世帯に対し1人当たり1万円を給付するあわっ子応援給付金事業、経済状況の厳しい農業者に対し、国や県の緊急経済対策と連動して給付金を給付する新型コロナ対策農業者応援給付金事業、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている市民の皆様の支援と地域経済の消費喚起を促進するためのがんばる事業者応援する券事業などを実施してまいりました。その一方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、会社や個人は多くの行動制約が求められる中、地方移住という選択肢に注目が集まりました。これまでも観光協会と連携し、移住・定住の取組を進めておりますが、新たな取組といたしまして、阿波市で暮らそう住宅購入補助金の

支給を始めたところでございます。今後におきましても、引き続きワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、コロナ禍で影響を受けている市民の皆様に対する支援をしっかりと進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） ただいま坂東企画総務部長からご答弁をいただきました。

昨年当初より未曾有の新型コロナウイルスが、その影響に国、県、また阿波市の独自性も取り入れたような対応がなされていると、このように感じました。今後、ウイズコロナ、アフターコロナに市民のために鋭意取り組んでいただきたいと強く申しておきます。

それでは次に2点目の地域共生社会の実現の取組についてであります。

日本は、かつて地域相互扶助や家族同士の助け合いなど、様々な場面において、ある程度支え合いの機能が存在をしておりました。また、人口減少の波は、多くの地域で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、空き家の増加、耕作放棄地への様々な課題が顕著化をしております。人口減少、地域経済の衰退、そしてコミュニティー存続の危機感、これを乗り越えるには、民間、公共を問わず、様々なセクターで領域を越えてのつながり、地域社会全体を支えていくことがこれまでも増して重要であると考えます。特に、地域基盤とする包括的な共感がまた不可欠であります。人と人とのつながりが失われることで、私たちの生活の質のリスクは高まります。自立とは、誰にも頼らず生活することではなく、頼れる先をたくさん持っていることだと思えます。専門家はそのように言っております。私も同感であります。

それでは、再問をいたします。

阿波市の地域共生社会の実現の取組について、多岐にわたりますが、福祉の要素が多いと思いますので、稲井健康福祉部長に答弁をお願いをいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の1問目、明るく元気な町阿波市を目指してについての再問、地域共生社会の実現の取組について答弁をさせていただきます。

本市では、みんなで支え合い築く地域福祉、快適で安心が実感できるまち・阿波市に向け、第3次阿波市地域福祉計画を策定し、子ども、高齢者、障害者など、全ての方が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる社会を目指し事業を行って

おります。議員ご質問の地域共生社会の主な取組につきましては、サロン活動では、高齢者の方が自宅から歩いて行ける場所に住民主体の集いの場、サロンをつくり、地域住民の交流を図っております。それぞれのサロンが独自の活動を実施しており、運動や趣味を通して交流を行っており、高齢者の方の閉じ籠もり予防の場にもなっております。現在開催されているサロンは市内に35か所あり、コロナ禍ではありますが、感染対策を行い、延べ530名の方が参加をしております。

次に、健康づくりといたしまして、AWAの道ウォーキングイベントを年3回開催しております。健康づくり活動の拡充、定着化を促進し、生活習慣病予防のため、市民団体と連携しながらイベントを開催しており、年間350名の方が参加をしております。

子育てに関する支援といたしましては、市内に6か所の子育て支援センターを設置し、在宅児童と保護者が気軽に集い、相互に交流し、子育て相談や情報提供を行っております。

障害者の自立に向けた環境づくりでは、障害のある方が気軽に集まれる場の提供やスポーツ、レクリエーション教室を開催しています。また、スポーツを通じて体力増強や交流、親睦や自立と社会参加の推進を目的として、障害の程度に関わらず、誰もが参加できるニュースポーツを中心に開催をしております。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の推進に制約を受ける状況ではございますが、今後とも地域住民が生きがいをともにつくり、高め合うことができるよう、地域共生社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） 今、部長のほうからいろいろな課題で答弁をいただきました。

本市においても、厚生労働省の国の方針に基づきながら、高齢者からお子様まで、阿波市の地域性を考慮し、計画的な対応がなされていると、このように感じます。引き続き頑張ってやっていただきたいと思います。

それでは、再々問になりますが、私たち市議会議員も新たに4月1日から任期が始まるとともに、本市も合併後18年目に入ります。平成17年4月1日に郡を越えた合併を旧4町がし、今後将来に向けて、合併してよかったと、明るく元気な町阿波市を目指していかなければなりません。そのために、ここまでの2点の質問を踏まえ、明るく元気な町阿波市づくりをどのように捉え、対策について、町田副市長にお願いをいたします。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の1問目の再々問、明るい元気な町阿波市を目指してについて答弁させていただきます。

近年、人口減少や少子・高齢化等による人口構造の変化や複雑化、多様化する市民ニーズなど、本市を取り巻く環境は急速に変化しており、この社会環境の変化に迅速かつ的確に対応できる行政運営を実践していくことが求められております。

また、現在、新型コロナウイルス感染症や物価高騰をはじめ、頻発化、激甚化する大規模自然災害などの影響により、地域の活力や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。こうした中、本市では直面する様々な課題を克服するために、市民一人一人が個性と能力を発揮し、誰もが活躍できる活力あるまちづくりを積極的に推進していく必要があると考えております。このことから、本市では今年度からスタートしております第2次阿波市総合計画後期基本計画において、やさしく健やかな阿波、安全・安心・快適な阿波、豊かで活力ある阿波、人が輝き合う阿波、明日への基盤が整った阿波、共に生き、共につくる阿波の6つの政策目標とそれに対応する多種多様な34の施策を掲げ、本市の重要施策であります子育て支援の充実や移住・定住の促進、また企業誘致の促進や農業振興など、あらゆる分野において効果的な施策を展開することにより、魅力ある阿波市を創造し、議員の申されましたSDGsの理念でございます市民誰一人残さず、輝ける地域社会を築き上げることを目指しております。そして、それらを具現化していくことで、阿部議員お話し of 明るい元気な町阿波市づくりにつながっていくと考えております。今後も、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） 町田副市長にはありがとうございました。

ぜひ将来の阿波市に向けて、多種多様な事業実施、阿波市の魅力を倍増させる明るく元気な町阿波市を目指していきたいと思っております。

また、答弁に、今年からスタートする6つの政策目標の34の施策を効果的に展開するには、市民の方々の一人一人の協力がなくしては進みません。私たちもともに頑張っ取組んでいきたいと思っております。

明るく元気な町阿波市を実現するには、人と人とのつながりが必要であると思います。今、阿波市の市民の方々と一緒にするような大きなイベントは行われていないように思い

ます。そこで、私の提案なんです、この庁舎に来る、あそこのファミリーマートからここまでの間は600メートル、700メートルあるかな、これを警察のほうで使用許可をいただいて、近隣の方々のご協力もいただいて、年に2回ぐらい阿波市フェスティバルのような、軽トラでも何でもオープンマルシェ、そういうようなんをしたらどうか。ちょうど近くに10番札所切幡寺があるので、春の春分の日と秋の秋分の日と2回に分けて、切幡さんにご参拝なさりよる方は、大体数千人おいでる。それをそのまま帰すのではなく、阿波市のとこで、ここの両方車道を全部1日午前9時から午後3時ぐらいまで使用許可をいただいて、ほんで歩道に来ていただいた人に一方通行で歩いていただくようなことはできんかなと、そのように思っております。また、そのような機会、そういうようなんがありましたら、ぜひ真剣に考えていただいて、実現できたらいいかなと思います。

それでは、この質問を終わります。

2点目の農業振興についてであります。

まず、農地集積についてであります。農家の高齢化、人手不足、耕作放棄地の増加といった農業が抱える問題が多々あります。その解決策として、コストダウンや生産力のアップ、そして国際競争力の農業の実現につながる事業を目的に、平成26年に設置されたのが農地中間管理機構であります。本市も、地域農業の発展や今後地域の中心となる担い手に農地を集約するために農業委員会が活動していることは知っております。でも、集積があまり進まないといいました。農業委員会によりますと、あっせんにつきましては令和元年度1件、744平方メートル、令和2年1件、875平方メートル、令和3年度1件、4,482平方メートルであります。また、農地中間管理機構を利用した農地の賃貸は、令和元年度で136件、13.5ヘクタール、令和2年度で168件、16.2ヘクタール、令和3年度で247件、25.8ヘクタールとなっております。そこで、耕作放棄地を合わせて利用したら、効率的な農地利用ができると思います。阿波市には、小規模耕作基盤改善事業補助金があると伺いました。

そこで質問ですが、事業内容と実績、または広報をどのようにしているかについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の2問目、農業振興についての1点目、農地の集積について答弁をさせていただきます。

耕作放棄地になっている狭小地や排水設備がない農地を集積するためには、耕作基盤の

改善は重要な課題の一つと考えております。本市では、平成29年度から農地の区画狭小や排水不良を解消し、効率的な農地利用の推進を図るため、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金を設け、費用の一部を支援しています。交付対象者につきましては、経営耕地面積が40アール以上の者、または耕作者となります。補助事業の内容としまして、隣接地との畦畔の除去などによる区画の拡大、排水管の埋設や水路の設置などの簡易な排水設備が補助対象となります。工事などに要する事業費の2分の1に当たる金額を補助し、10アール当たり上限額10万円とし、区画拡大と排水設備を併せて行う場合には、10アール当たり上限額15万円を補助しています。これまで実績といたしまして、平成29年度から5年間で8件の申請があり、183万3,000円の補助を行っております。

冒頭にも申し上げましたが、農地の区画狭小や排水不良を解消し、効率的な農地利用の推進を図るため、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金について広く情報発信を行っていく必要があると考えており、広報紙やケーブルテレビ、ホームページ、また本年度運用を開始しました阿波市LINEなどによりまして、農業関連団体や市民の皆様に対しまして、より一層の周知に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） ありがとうございました。

実は、私も、この小規模耕作基盤改善事業補助金を初めて6月の広報あわで知って、あっ、こんな何があったんだったら、これは大いに農地、隣の農地が荒廃地であったら、話ができたら、そういうようなんでも荒廃地が減るのかな、耕作放棄地が減っていくのかなというように、そのように思いました。

ちょっと再問についてですが、これは年間の予算枠ってどれぐらい取っとんですか。お願いします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の2問目、農業振興についての再問、ただいま補助金の予算枠についてというようなことでご質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

当初予算で予算計上させていただいておりますのは、200万円でございます。

以上でございます。

○議長（笠井一司君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） 当初予算で200万円。さっきの部長の答弁の中では、5年間で8件で百何十万円じゃったのかな。やはりできるだけ広報っていうのが大事でないかなと思う。広報によって、そういうような事業があるんだったら利用させてもらおうか、そのような感じを受けました。できるだけ市民の方々、農地を持ってるの方々、それから農協も一緒になって広報していただき、できるだけ耕作放棄地が減っていくような施策をしていただきたいと、このように思います。

次に、生産資材の高騰についてであります。

今朝家を出るときに農業新聞が来て、農業新聞に目を通していたら、酪農家の6割が飼料の高騰で廃業か休業せなあかんということが農業新聞に一面に大きく掲載されていました。今、ウクライナ危機、中国、アメリカは気象の悪化、いろいろなんで、生産資材が高騰しております。農業にとっては欠かすことのできない肥料価格が高騰して、急激な円安や中国の自主規制による材料の高騰を受け、JA全国農業協同組合は、6月以降に販売する肥料の大幅な値上げを発表されました。全農によると、肥料の主原料となるリン酸の価格は、2020年1月の水準と比べた場合、2022年度3月は4.3倍と急騰、そのほか尿素は3.8倍、塩化カリウムは2.6倍に上昇しておる。この影響で、6月以降は肥料の販売価格を最大94%値上げ、今後もさらなる値上げを想定しているということです。日本は自給率は37%か38%、肥料については自給率はほぼゼロに近いんです。輸入に全て頼っておるっちゃんじゃ現状でなかろうかと思えます。本市においても、8月下旬から秋作物の植付けが始まります。肥料の使用量が非常に多いので、農業経営に与える影響は大きいと思えます。それでも、農産物が高く売れば問題ないのですが、なかなか農産物は1次産業で、農業だけは転嫁できません。今後、肥料が高騰すれば、農業を継続するのが困難になるばかりか、離農や耕作放棄地の増加にもつながると懸念をしております。本市も、農業立市であり、市独自の支援策か、国や県に農家への補助を検討していただきたいと思っております。

そこで、質問ですが、本市で独自の考えは持っておられるか、お伺いをいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の2問目、農業振興についての2点、再々問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の生産資材の高騰についてでございますが、JA全農によりますと、6月から10月に供給する秋肥の価格が大幅に値上げになると発表しており、春肥と比較し、

尿素や塩化カリウムを中心に、議員おっしゃるとおり、25%から94%、高度化成肥料については55%の値上げになると発表をしております。JA全農では、過去に経験したことのない大きな値上げということであり、値上げ要因の大半は原料コストの上昇で、主要輸出国のロシアへの経済制裁や中国の国内優先政策などが背景にあります。今後は、原料価格の高騰によりJA全農以外の肥料供給業者も値上げに踏み切る動きがあり、農家の皆様には土壌診断に基づく適正施肥や国内資源である堆肥の利用などの対策をお願いしてまいります。

本市の基幹産業である農業を直撃することとなる生産資材の高騰をめぐっては、国におきましても何らかの影響緩和策を講じるとの方針を示しているところであり、農業立市である本市といたしましても、農家の皆様に対しての独自支援策を講じるよう、市長の指示により検討を進めているところでございます。今後におきましては、国、県などと情報を共有しつつ、できるだけ早い段階で支援について準備を進め、農家の皆様に対してのサポート体制を構築してまいります。

次に、2点目の循環型農業について……

(18番阿部雅志君「部長」と呼ぶ)

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） 3点目の循環型農業についてお伺いをしたいと思います。

循環型農業は、化学肥料や農薬を適正に使用しながら、廃棄物などを有機資源として活用し、環境の負担軽減を目指す農業です。牛、豚、また鶏など、ふん尿を発酵させ、堆肥化し、それを畑に還元し、牧草や穀物など飼料として再度家畜に供給する循環方式です。実際、阿波市でも多く見られます。しかしながら、循環型農業にもメリット、デメリットがあります。メリットとしては、畑への有機物の投入により肥料代が抑えられることや土壌が豊かになり作物の品質が向上する、そういうように言われております。デメリットとしては、ふん尿発酵堆肥には、住宅近くでは悪臭などの問題が発生することが多々あるようです。市民の方々の温かいご理解をいただけますようお願いいたします。また、循環型農業は、今はやりのSDGsや環境保全、地域への貢献ができ、今後の農業をより活性化していくために、これからも絶対に必要な取組であると思います。

そこで質問ですが、循環型農業をどのように捉えて進めていくか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（笠井一司君） 申し訳ないけど、阿部議員に申し上げますけれども、再々再問、4回目の再問になりましたので。

○18番（阿部雅志君） 結構です。

○議長（笠井一司君） 答弁はよろしいでしょうか。

○18番（阿部雅志君） 再々問になったかいな。

○議長（笠井一司君） 4回目になりました。

○18番（阿部雅志君） 再問と思ってました。1問1答でなかったけん。

○議長（笠井一司君） 小休いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、小休前に引き続きまして会議を開きます。

岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の2問目、農業振興についての再々問、循環型農業についてでございますが、生産資材の高騰について答弁させていただいた中で、高騰が懸念されている肥料について対応策の一つとしまして、循環型資源である堆肥の利用が国内で増加していくものと認識しているところでございます。本市におきましても、農家の皆様方が畜産農家由来の堆肥の利用を検討中であるとの声も、既に多数寄せられております。堆肥の利用につきましては、農業分野における2050年のカーボンニュートラルに向け、循環型社会構築の方法の一つとして効果的な取組となるものでございます。堆肥の有効利用などの循環型農業への取組につきましては、今後加速していくものと判断しております。

一方、その堆肥の利用については、性質上、臭いなど、近隣にお住まいの住民の皆様のご迷惑にならないよう配慮が必要となっております。堆肥利用を検討中の農家の皆様につきましては、堆肥散布前後には一言ご近所の方にお断りをする、散布後は早急にトラクターなどですき込みを行うなどの対応をお願いいたします。そして、市民の皆様には、本市の基幹産業である農業、また国が掲げる2050年のカーボンニュートラルに向けた取組であるとのご認識をいただき、今後利用が見込まれる国内資源堆肥の利用につきまして、ご理解、ご協力をいただけるよう丁寧な説明を行う必要があります、本市の広報媒体などを活用し、積極的に周知を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） すいません。大変失礼しました。ちょっと勘違いしとった。

今、部長が答弁いただいたように、基幹産業は農業、農業立市である以上は、ある程度農家の痛みも分かっていたら、できる限りご支援をいただけたらと、このように思います。

それでは、これで私の代表質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、阿波みらい阿部雅志君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 12番中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

今回は、3つの質問と一つの要望事項です。

前の2つは、国が決めたことではあるんですけども、国が決めたことも私たちの生活には関わってくるということで、それでその決めたことが私たちの生活にとってプラスになることであれば大いに歓迎しますが、もしこれが私たちの生活を脅かしたり、苦しめたりするようなものであれば、やはり私たちは声を上げる、そういう必要があると思って質問の中に入れました。

1問目、暮らしについて。

戦後の日本の税法は、シャープ勧告によって直接税、国税においては法人税、所得税を中心とする体系が曲がりなりにも40年近く続きました。この直接税を中心とする仕組みを根本から覆したのが、1989年4月の消費税導入でした。消費税は、貧富の差に関係なしの大衆課税で、私たちは悪税と思っています。本来、税金は持っている者から取るものだと思います。最初は3%、次に5%、8%と、少しずつ税率を上げ、2019年10月から消費税率が10%に引き上げられました。この増税に伴って、増税から4年後の2023年10月にインボイス制度、適格請求書等保存方式が導入されることになっています。

そこで、質問します。令和5年2023年10月から導入されるインボイス制度はどのようなものか、それによる市民の生活への影響についてどう考えているか、答弁ください。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問の1問目、暮らしについての1点目、令和5年10月に導入されるインボイス制度はどのようなものか、それによる市民の生活への影響についてどう考えているかについて答弁をさせていただきます。

インボイス制度とは、事業者の取引において正確な消費税額を把握するため、国が令和5年10月からの導入を決定している制度であり、制度の導入事業者としての登録番号と取引内容やそれに伴う消費税率、消費税額を記載した適格請求書、いわゆるインボイスを発行、保存することにより、事業者にとっては、仕入れで生じた消費税額の適正な控除が受けられることとなります。インボイスの発行には事業者登録が必要であり、課税事業者においては申請により登録を受けるのみである一方、免税事業者においてはインボイス発行事業者の登録を受けると課税事業者への転換が必要となってくることから、登録を受けるかどうかは、免税事業者の任意とされています。

なお、令和5年10月以降、仕入れに伴う消費税の控除に当たってはインボイスの活用が基本となるところですが、制度開始後6年間、インボイス発行事業者以外からの仕入れについて税額の一定割合の控除が受けられる経過措置が設けられています。

次に、インボイス制度導入による市民生活への影響につきましては、当該制度はあくまでも事業者間の取引に係る制度であることから、消費者としての市民生活への直接的な影響はないと認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁の中にもあるように、負担が増えるインボイス制度です。インボイスは、誰でも勝手に発行できません。インボイスには、事業者ごとに違う登録番号を記載することが必要です。登録番号のないインボイスは偽インボイスとされ、処罰の対象となります。したがって、インボイスを発行するためには、国税庁に登録申請をして登録事業者となる必要があります。2021年10月から登録が開始され、12月末までに個人、法人を合わせて約20万業者が登録しています。その名簿は、国税庁のホームページで公開されており、誰でも閲覧できるので、適当な番号を書いたインボイスを発行す

れば、税務署だけでなく、取引相手にもすぐ知られてしまう仕組みになっています。インボイスを発行する必要がある事業者は、必ず登録事業者にならなければなりません。改悪された消費税法では、登録事業者は免税の特例を受けられないと定められ、年間売上げが1,000万円以下であれば免税なのですが、登録をしてしまうと、売上げがたとえ50万円とか100万円しかなくても消費税を納税しなければならなくなります。このように、インボイスが導入されると、事務的な負担が増すだけでなく、金銭的にも大きな負担増が生じます。

そこで、質問します。このように事業者に負担増になるインボイス制度を市はどのように考えていますか。ご答弁ください。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問、暮らしについての再問、市は消費税インボイス制度をどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

インボイス制度につきましては、商品の販売やサービスの提供などの取引において、消費者から事業者が預かった消費税を正確に国に納付していただけるよう国が導入を決めた制度でありますので、国に対し制度の導入を検討している事業者には、分かりやすく、きめ細やかな制度内容の説明を、そして制度の導入を決めた事業者に対しては手厚い導入支援をお願いしたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） これは国税に関するものでありますが、やはり市のほうとしても考えていただきたいという考えであります。また、事業者への制度でありますから、市民の生活には特に大きな影響はないという考え方もあるかもしれませんが、本当にそうでしょうか。現在、個人、法人の事業者数は、全国で約800万事業者です。消費税課税事業者は既に登録して、消費税課税事業者は315万事業者なので、残りの480万事業者が免税事業者です。財務省は、このうち161万事業者が課税業者になるだろうと試算しています。これは少なめの計算なので、実際にはさらに多くなる可能性があります。この中には、商店や町工場などの自営業者だけでなく、農家や個人タクシー、大工の独り親方など、様々な職種の人が入ってきます。さらに、国勢調査では自営業者に分類されていないいわゆるフリーランスの人たちも消費税法上は事業者となり、ホステスや芸能関係者、ヤクルト配達員、電気やガスの検針員など、実際には非正規労働者と同じような勤労形態で

あっても、雇用契約によらない場合は労働者ではなく、事業者となり、消費税課税対象となります。このように、インボイス課税対象者は、1,000万人前後になる可能性もあります。その中には、年間売上げ1,000万円どころか、平均40万円程度であり、全国70万人いるとされるシルバー人材センターの会員まで含まれます。こんな零細な事業者からも、こそくなやり方で消費税を取り立てるのがインボイスの導入です。特に、小規模事業者はインボイスで打撃を受け、事業者数の減少に拍車をかけます。こうした小規模事業者は、日本経済の裾野を支えるとともに、地域経済、地域社会の支えとなってきました。小規模事業者の減少は、地域社会の衰退につながりかねません。それもぜひ考えていただきたいと思います。今政府がすべきことは、インボイス導入に向けた説明会に精を出すことではなく、1つは消費税を5%に減税し、複数税率を解消することです。もう一つは、アベノミクスが始まって企業の内部留保金が過去最大になったと言われていています。大企業や富裕層優遇の不公平税制を是正すること、この2つをまずしてほしいと思います。営業と暮らしに大打撃となるインボイス導入をやめさせ、消費税減税と不公正税制の是正を求める声を今こそ市民の皆様と大きく上げていく必要があると私は感じています。実際、全国でインボイス中止を求める地方自治体の意見書は、当初は50ぐらいしかありませんでしたが、6月10日現在で今272に上っております。また、インボイスについて市民のことをいろいろ考えてご一考ください。

続きまして、2番目の農業についての質問に移ります。

特に、水田活用直接支払交付金というのが令和3年度から令和4年度について出ておりますが、この水田活用の直接支払交付金はもともとの転作助成金で、政府の米作減反、転作政策のためのもの、最初に我が党の水田活用交付金事業の見直しについてを読みますので、後から市の拡充・見直しの目的、特徴を答弁してください。

政府は、減り続ける米の需要に対して、需要を奪うミニマムアクセス米77万トンの輸入はやめていません。そのみならず、国内農家のみ減反・転作を強いて米の生産を抑え、需給対策としてきました。77万トンの輸入をすること自体が、まず私はおかしいと思っています。22年産米については、21年度よりも21万トンの減反が必要だとし、さらなる作付転換の必要性を強調しています。しかし、転作拡大による助成額の拡大を懸念する財務省の指摘に従い、転作補助制度である水田活用の直接支払交付金は、22年度は21年度と同額の3,050億円を実施、転作が拡大した分は各種の補助単価の切下げで吸収することとしています。国の呼びかけに応じ転作に取り組んできた全国の農家

からすれば、はしごを外された形です。我が党は、一昨日、農水省に水田活用交付金の削減を中止せよ、肥料価格の高騰分を農家に直接支援などを要請しました。これが、私たちの水田支払交付金への捉え方です。

そこで質問します。

令和4年度水田活用の直接支払交付金の拡充・見直しの目的、特徴についてご答弁ください。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の2問目、農業についての1点目、水田活用の直接支払交付金の拡充・見直しの目的について答弁をさせていただきます。

平成25年12月に内閣総理大臣を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部において、米政策の見直しが図られ、農林水産業地域の活力創造プランを決定し、平成30年産をめどに国による生産数量目標の配分を廃止し、農家が自主的な経営判断により需要に応じた生産、販売を行う仕組みに移行しました。あわせて、主食用米の中・長期的な消費減少を踏まえ、米の需給安定を図るため、水田活用の直接支払交付金制度により、水田で麦や大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することで水田のフル活用を推進し、食料自給率、自給力の向上を図り、主食用米からの転作を促すよう生産者を支援する措置が取られてまいりました。このような中、令和4年度に国は水田活用の直接支払交付金について、飼料用米などの複数年契約は2022年産以降、転作支援の加算措置を原則廃止し、今後5年間に一度も水稻の作付を行わない農地を2027年度以降交付対象外とするなどの見直しを行いました。この見直しについては、転換作物が固定化している水田は畑地化を促進するとともに、水稻と転換作物のブロックローテーションを促すことが目的となっています。今後、国では米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、麦、大豆等の作付面積の拡大や実需者との結びつきのもとで需要に応じた生産を行う産地の育成強化、飼料用米、米粉用米の生産拡大などを政策目標に掲げ、飼料自給率の向上を目指し、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりを支援するため、水田活用の直接支払交付金事業を積極的に推進していくこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁をいただきました。

その中で、飼料用米などの複数年契約は、2022年産以降、転作支援の加算措置は原

則廃止し、これも一つの見直しですね。そして、いいとは思いません。政府は方針として、米政策の見直しを図り、地域の活力創造プランという名のもとに農家が自主的な経営判断により需要に応じた生産販売を行う仕組みとしたと、聞こえはいいですが、要するに米の輸入は止めない、やめない、需要が減った分、水田活用の交付金を払うから自分たちで水田を活用して転作作物を作れ、転作が長期固定化する中で、米を作れる状態には容易には戻れない水田が各地に広がってるのが現実です。農水省は、そうした水田について畑地化して交付金を断念するか、水稲と畑作物を輪作するかを検討し、今後5年間で選択せよと地域に迫ってるわけです。別の言い方をすれば、先ほど答弁にもあったかもしれませんが、5年間に一度も水張りが行われぬ農地は交付対象水田としないということです。私の家の前にもたくさん畑や水田があるんですが、全くお米を作っていない水田があったんですけども、水も張ってなかったんですが、今年は水だけ張っています。これを見て、これも水田活用支払交付金のためかなと一瞬思いました。また、さらに自給率の向上を目標にと言いますが、もともとは歴代の自民党政府がアメリカの食料戦略に屈服して、麦や大豆、飼料作物などの市場を外国産に明け渡したことが原因です。今の外国産の輸入野放しを抑えない限りは、食料自給率45%も絵に描いた餅と言わなければなりません。

そこで質問します。そういう厳しい状態に置かれた農家のために、市としての対策、対応はどんなものでしょうか。ご答弁ください。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の2問目、農業についての再問、市としての対策、対応はについて答弁をさせていただきます。

本市では、需要に応じた米生産に取り組み経営安定を図るため、徳島県農業再生協議会と連携し、この協議会において地域農業の設計図としての地域の水田フル活用ビジョンを作成し、その実現並びに地域農業の振興を図るため経営所得安定対策事業を展開しており、効率的な土地利用や耕作放棄地の減少、新たな産地の確立や担い手の育成等に対してこれまで支援を行ってまいりました。このような中、国は、経営所得安定対策事業の取組の一つである水田活用の直接支払交付金について、令和4年度予算での一部見直しを実施いたしました。議員ご質問の水田活用の直接支払交付金の一部見直しへの市としての対策、対応については、本年5月に地域農業の振興を図るため開催しました令和4年度阿波市農業再生協議会通常総会において、米作りの本来あるべき姿の実現に向けた地域の作物戦略、販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来の方向を明確にした取組を実施する基

本方針と併せて令和4年度の事業計画を提案し、ご承認をいただきました。主な取組としては、経営所得安定対策、認定農業者等担い手の育成、農地の有効活用の推進などに加え、産地パワーアップ事業をはじめとし、農業者を強く支援してまいります。本市では、このような取組を展開することにより、農業に従事する皆様が農業経営の維持発展に向けた生産活動などの取組を安心して実施できるよう、国、県、JAなど関係機関との連携のもとに支援、情報提供などを行うとともに、本市の基幹産業である農業をさらに飛躍させるため、事業を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 今回のこの水田活用支払交付金見直しの方針は、財務省が数年前から転作拡大に伴う交付金の予算増を問題にし、現況として米生産ができない農地は除外すべきだなどと指摘していたということを受けたものです。農業や農村への深刻な影響はほとんど考慮されず、財政負担の軽減が専ら優先されています。しかも重大なのは、岸田文雄内閣が米価の大暴落を、昨年の暴落をそのまま放置し、2年連続の史上最大の減反拡大を打ち出し、米と水田農業を新たな危機に追い込む中で出されていることです。農業潰しがあからさまな、このような水田活用交付金の見直しは、ぜひやめてもらいたいと思います。水田活用交付金について見直すとすれば、現状での米からの転換に加え、畑作物の生産維持、中山間地域の振興、農地の保全環境保護などにも不十分ながら役割を果たしていることを踏まえ、そこの役割を一層強める方向で行うべきです。再生協議会で提案された基本方針や事業計画で農業従事者が安心して生産活動に取り組めるよう、市として基幹産業である農業を本気でしっかり支援して欲しいと思います。

以上でこの質問は終わります。

次に移ります。

環境問題について。

ポイ捨て未然防止についてですが、阿波市には讃岐山脈から吉野川に向かって幾つかの谷川が存在しています。宮川内谷川、日開谷川が大きいですが、阿波町にも小さ目ですが、伊沢谷川、大久保谷川、そして我が林地区には、もっと小さ目ですが、芝生谷川、五明谷川があります。芝生谷川は、平成16年の台風豪雨のときあふれ出して、床上浸水などの被害を出した、いわくつきの谷川です。この2つの谷川は、吉野川に注ぐ数百メートル手前から、中ノ坪、三本柳地区を並んで流れています。近くに人家が少ないこともあ

って、昔から地域住民の方から、ポイ捨てがひどい、どうにかしてくれという声はありました。

そこで質問します。谷川の土手へのポイ捨てがひどいと言われる実態はどうか、今後の対応について答弁ください。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問の3問目、環境問題についての谷川の土手へのポイ捨てがひどいと言われる実態はどうか、今後の対応についてに答弁をさせていただきます。

阿波市全域において、河川や道路脇など、人目につかない場所ではごみの不法投棄が見受けられ、そのほとんどは誰が不法投棄を行ったのか判明しないものであります。これらの不法投棄されたごみは、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、悪臭の発生をはじめ、私たちの健康や生活にも影響を及ぼすおそれがあります。本市における不法投棄の対策といたしましては、不法投棄の早期発見や未然防止を目的に、県、警察などの関係機関と連携したパトロールの実施や啓発用看板の設置などを行っています。不法投棄されたごみの回収につきましては、道路や河川管理者と連携して回収をするほか、地域のボランティア団体などの皆様のごみ拾いをされる場合には、市がごみ袋の無償提供や収集されたごみの回収を行っており、今年度は既に8つの団体の皆様と連携をさせていただいております。また、平成30年度より、市議会議員の皆様や市職員による美化清掃ボランティアを土成町、吉野町、阿波町、市場町の順に実施しており、河川や道路脇に捨てられたごみの収集を行うとともに、この取組を広く発信することにより、不法投棄防止の啓発を行っております。この美化清掃ボランティアにつきましては、本年度は土成町での実施を予定しているところであります。今後とも、市民の皆様と行政が一体となり、不法投棄の防止に向けて取組をなお一層推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 昨年から今年にかけて、芝生谷川の川底、堤防、のり面の整備が行われ、見違えるような、すっきりした景色に変わりました。伐採した後には、冷蔵庫やエアコンなどの粗大ごみの姿も現れました。不法投棄されたごみを道路や河川管理者と連携して回収すること、どんどんやっていただきたいと思います。また、本市には8つの地域のボランティア団体があり、その方たちの活動の努力で町の美しさが保たれてい

ることにも感謝の意を表したいと思います。パトロールの実施や啓発用の看板の設置など、不法投棄、ポイ捨ての未然防止に努めていただいておりますが、市民への環境教育の推進等も考えていただきたいと思います。

以上でこれについては終わります。

2番目の質問に移ります。

プラスチックの問題ですけれども、プラスチック資源循環促進法の施行を受け、市は削減、資源化にどう向き合っていくのかということです。

2021年6月に、プラスチック資源循環促進法が成立しました。これは、プラスチックの害から環境、生物を守れという、国内外の環境自然保護団体をはじめとする広範な世論の高まりがあったからです。国は、法制定の背景について、1つ、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている、2つ目は、このため多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化する必要があると説明し、プラスチックの資源循環の取組の促進のための措置として基本方針の策定、個別の措置事項を明らかにしました。その中の排出、回収、リサイクルに関しては、市区町村の分別収集、再商品化として、市町村が費用を負担して、回収、再商品化の実施を求めています。

それでは、質問します。新ごみ処理施設建設を進めていく上で、このプラスチック資源循環促進法の施行を受け、市は削減、資源化にどのように向き合っていくのか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問3問目、環境問題についての再問、新ごみ処理施設建設を進めていく上でプラスチック資源循環促進法の施行を受け、市は削減、資源化にどのように向き合っていくのかについて答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合が事業推進している新ごみ処理施設の処理方式につきましては、燃料化方式の採用を決定しているところであります。この燃料化方式の特徴は、他の処理方式と比較して低コストであること、施設内で火を使用しないためダイオキシン類が発生しないこと、温室効果ガスの削減に優れていることなどが上げられ、環境保全の観点では非常に優れた処理方式となっております。その処理工程は、まず廃棄物中の生ごみを自然由来の微生物により好気性発酵させることで分解、除去し、残る廃棄物は、主に紙、プラ

スチック、ビニールとなり、これらを固形燃料の原料として着実に再資源化するものです。燃料化方式により製造された固形燃料は、民間企業が石炭の代替品として使用した場合、約33%もの温室効果ガスを削減でき、2015年に国連で採択されたSDGsや国が掲げる2050年カーボンニュートラルに合致するものと認識をしております。また、新ごみ処理施設に移行後のごみの分別につきましては、これまでどおりの分別を予定しておりますが、令和4年4月1日にプラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とするプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村の努力義務としてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化が求められております。こうした状況を踏まえ、新ごみ処理施設運用開始後のごみ処理や施設の稼働状況を見極めながら、プラスチックごみの分別収集と再商品化につきまして十分に検討をしまいたいと考えております。

本市では可燃ごみ削減の取組としまして、コンポストの無料配布や電気式生ごみ処理機購入の補助を行っておりますが、今後におきましても、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、持続可能なまちづくりに向け資源の有効活用が図れるよう、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） プラスチックごみの分別収集と再商品化については十分検討していくと答弁いただいたので、これは期待します。

プラスチックごみの環境破壊の問題は、喫緊の課題として今後捉えていくべきです。徳島新聞の5月6日の記事で、プラ新法、自治体が反応鈍くと、見出しがありました。国が早くから問題意識を持っていれば、自治体も上勝町のような取組を考えられたでしょうが、国内外の世論に押されて法をつくって、4月1日から施行だと言われて、すぐできるものではないですが、ぜひ前に向かって進んでほしいと思います。

それと、5月6日のその記事の中に、徳島大の教授のコメントで、固形燃料などに変えるサーマルリサイクルは、正式に言うとはエネルギー消費であって、資源化ではないとあります。同じように、2021年5月21日の衆議院環境委員会でも、サーマルリサイクルは資源化とはみなさないと、政府は答弁しています。新ごみ処理施設に向けてご一考ください。

次に行きます。

4番、物価高騰から暮らしを守る要望。

新型コロナ感染拡大で景気が低迷し、生活困難が長期に及んでいることに加え、昨年10月からの異常な原油の値上げが続き、さらに今年に入り、小麦製品の値上げ、生活必需品、生鮮食料品の12.2%の引上げ、電気料金17%やガス代11.3%などの値上げが行われ、暮らしと営業に深刻な打撃を与えています。今の物価高騰は、生鮮食品や水道光熱費の支出割合の高い生活保護利用者を含む低所得世帯には耐え難い生活困難を強いるものとなっています。こんなときに年金支給額は削減です。今後、他製品の価格高騰が続くことの懸念も出ています。

そこで、要望します。要望1、生活保護世帯、障害者世帯、独り親世帯や低所得世帯への給付金の支給をしてください。要望2、給食費の値上げやおかずが減らされないことがないように、値上げ分への補填の実施を行ってください。答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問4問目、物価高騰から暮らしを守る要望についての1点目、生活保護世帯、障害者世帯、独り親世帯や低所得世帯への給付金の支給についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年4月26日に閣議決定した国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策では、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援と位置づけられており、この財源を活用し、本市におきましても様々な支援を行っているところでございます。今定例会の開会日に議決をいただきました住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましても、令和4年度に新たに住民税均等割が非課税となる世帯に対しまして1世帯当たり10万円の給付を行ってまいります。また、令和4年1月以降、家計が急変し非課税世帯と同様の状況にあると認められる世帯に対しまして、1世帯当たり10万円の給付を行います。次に、低所得の子育て世帯に対しまして、子ども1人当たり5万円を給付する国の子育て世帯生活支援特別給付金に加え、子育てするなら阿波市の考えのもと、国の交付金を活用し、本市独自で5万円を上乗せすることにより、合計10万円を一括給付いたします。このほかにも、地域経済や暮らしへの切れ目のない支援を行うため、全世帯に阿波市ががんばる事業者応援する券事業を行っております。それぞれの支援につきましては現在給付手続を進めているところでありまして、早急に必要とされる方の手元に必要な給付金が届くよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の4問目、物価高騰から暮らしを守る要望の2点目、給食費の値上げやおかずを減らされないことがないように値上げ分への補填の実施について答弁させていただきます。

先ほど、笠井安之議員の代表質問でもありましたように、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢などによる物価高騰で全国的に食材の値上げが続いており、学校給食に使用する食材調達にも影響が懸念されているところであります。現在、給食センターでは食材の価格動向を見極めながら、食材調達の工夫や献立内容の工夫で物価高騰に対応しております。今後においても、学校給食実施基準に基づき栄養管理を行うとともに、さらなる食材の高騰が長期化する場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用を視野に入れ、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 要望に対して給付金の支給をするようになってるということで、安心しました。また、給食のほうも、先ほどの答弁がありましたように、いざとなったらそういう交付金等の活用も視野に入れるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

この物価高騰に対して、徳島県は、福祉灯油の助成というのやりました。この温暖の地域では、全国に先駆けてやったということで、結構評価されています。また、鳥取県では、生活困窮者への光熱費補助の助成をするということも決まっております。また、いろんな分野での取組や研究をしていただきまして、生活困窮者への支援をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

16番吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、議長の許可を得られましたので、議席番号16吉田稔、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新ごみ処理予定施設の建設状況についてということで質問させていただきます。代表質問で、先ほど質問された原田定信議員と若干重なるところがありますが、非常に阿波市にとっても重要な事項でございますので、私のほうからも質問させていただきます。

まず1点目、新ごみ処理予定施設の現在のところの進捗状況及びこれからの今後のスケジュールについて、それから2点目、周辺対策事業を含む地元自治会への対応についてどのようにされているかということで、2点一括で質問をさせていただきます。

昨年の4月から、新ごみ処理予定施設の周辺の7つの常会の説明会を広域環境施設組合、それから市長部局が合同で説明に何回かされておりました。私も、林地区で地元でございますので、傍聴を何回かさせていただきました。最初の説明会のときは、地元のお方も、ちょっと降って湧いたような状況でございましたので、最初びっくりされておられる方がおられます。ごみ施設ですので、上板、板野からもパッカー車が来るんだらうから、もう少し東のほう、阿波市と上板、板野の中間地域ぐらいに設置されるのでないかと、多くの方が思っていたようでございます。結果、美馬市との市の境付近に予定候補地となったので説明申し上げますということで、市長から詳しい説明がございました。最初は皆さん驚いた方が多かったと思いますが、これほどここに必要な施設でございます。誰しもが、自分の近くでなしに、どっかもっと山奥でできないかとか、そういった考えになるのも無理からぬところでございます。しかしながら、どこかが協力しないとごみ処理ができないということで、皆さんも話はゆっくり聞いていただいたようでございます。理解される方もございますし、まだちょっと決断できないという方も地元ではいらっしゃるようでございます。そういったことで、特に市でございますので、市長、市長部局は一生懸命説明されておりました。現在のところ、どういった進捗状況になっておるのか、また中には周辺対策事業をやっていただけなのかという話まで進んでいる自治会もございます。そういったことを含めて、今後の地元自治会への対応はどうされるのか、副市長にお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設の建設状況につ

いて2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、1点目の現在の進捗状況及び今後のスケジュールについてであります。新ごみ処理施設につきましては、令和7年8月の稼働開始に向け、処理方式を環境、コスト面に優れた燃料化方式に、事業方式は公設民営（DBO）方式の採用を決定し、事業推進をしております。令和4年度は、地元自治会の皆様に対しまして、ご理解、ご協力をいただきますよう、昨年度に継続して説明や協議をさせていただいております。加えて、新ごみ処理施設建設に必要な調査についても取り組んでおります。また、新ごみ処理施設の建設につきましては、遅くとも令和5年度に着工する必要があると認識しており、地元住民の皆様のご理解をいただきながら進めてまいります。

続きまして、2点目の周辺対策事業を含む地元自治会への対応についてであります。令和3年4月より、先ほど議員も言われましたように、昨年4月より候補地周辺の7つの自治会の皆様に対しましてご理解、ご協力をいただけますよう施設の重要性について説明をさせていただいてまいりました。その結果、現在幾つかの自治会から施設建設に係る同意をいただいております。あとの自治会におきましても引き続き説明、協議をさせていただいているところであります。

議員ご質問の周辺対策事業につきましては、新ごみ処理施設でも、現施設と同様に実施してまいりたいと考えており、地元自治会の説明会におきましても、新ごみ処理施設に係る周辺対策事業のご要望を伺っているところであります。今後におきましても、地元自治会の皆さんには誠心誠意かつ丁寧な説明をさせていただき、可能な限り地元の皆様が要望される周辺対策事業が実施できますよう努めてまいりたいと考えております。どうかご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ただいま副市長からる説明を受けました。

説明会は、場合によったら2回されたりというところもあるようでございます。また、説明が足りないというところもあるやに聞いております。というのは、豪雨対策が果たして十分であるかっていうのは、下流域の住民の方が一番心配されております。それから、臭いがひよっとしたら風で飛んでくるんでないか、あるいは湿度が高いときは臭いも下がって下流域に来るのではないかとということで、周辺の方々がそういった臭い対策、あるいは豪雨に対して、ひよっとしたら切土、盛土もあると思いますので、豪雨対策、こ

の頃線状降水帯で予想以上の雨が降ったりしております。また、台風が直撃した場合に、そして下流域は土砂崩れの心配がないのか、あるいは水害がないのかというふうな心配をされている方が今もいるようでございます。前回の質問においては、調整池を造って、降った雨が一遍に流れ出ないように検討したいということで、専門会社にそういったところの調査をしていただいているというふうな答弁でございました。多分、調査会社によって、これぐらいの池なら何百ミリの雨量に対応できるというのがまた出てくるんだろーと思えますが、そういったデータが出た場合、心配されている地域の方々にひとつ説明をしていただきまして、安心して協力していただけるようなことを考えていただきたいと思います。

2月だったと思いますが、ある自治会に行きました。自治会長は、臨時総会をして、協力するかせんかを決めようかなと思ったらしいんでございますが、何軒かの方がいまだにちょっと慎重であるということで、多数決でするにはちょっと適さないだろうということで、何軒かの方は、市長をはじめ当局の説明を十分にもっと聞いて、対話をしてほしいと。その暁に、また自治会としての方針を出そうということで、自治会長もこういった問題に慎重でございまして、多数決を取るにはふさわしくないという、かなり慎重な自治会もございまして、これは急がば回れというようなこともございまして、今年度中には目鼻をつけたところだと思えますが、ひとつ十分説明を地域にさせていただきまして、不安を取り除くような方策を考えていただきたいと思います。

それから、町田副市長の先ほどの答弁の中に、運営方式について公設民営方式でやろうということで、環境施設組合では決まっております。方式の中には、公設公営というのもございまして、また、我々が視察に行った香川県の三豊市では、民間施設に全面委託しているというようなことでもございました。一長一短があるんでございますが、我々の施設組合では公設民営方式が最適であろうということで選んだところでございますが、それについて市民の皆様はどういったところがメリットなのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設の建設状況についての再問、公設民営方式（DBO方式）のメリットについて答弁させていただきます。

事業方式につきましては、中央広域環境施設組合の1市2町で構成する新ごみ処理施設整備検討会を4回にわたって開催いたしまして、公設公営方式と公設民営方式（DBO方

式)について慎重に比較検討いたしまして、DBO方式の採用を決定しております。DBO方式とは、行政が資金調達と施設所有を行う一方、民間事業者に施設の設計、建設と運転や維持管理といったことを一括して委託する方式であります。

吉田議員ご質問のDBO方式のメリットでございますが、まずごみ処理施設は、常に安定したごみ処理を継続して行うことが重要でございます。そして、DBO方式は施設整備から運営維持管理を行う事業者が同一であることから、効率的な運営を見据え、施設の設計から整備に至る全ての段階で事業者の創意工夫が可能であること、加えて人件費や修繕などの維持管理の面におきましては、民間事業者のノウハウを活用することにより早期のトラブル対応や費用の抑制が期待できることがメリットであると考えております。また、平成20年度以降の全国の一般廃棄物処理施設関連の状況を見ても、公設公営方式が42件採用されているのに対し、DBO方式につきましては74件が採用されており、特に近年の傾向としましては、DBO方式の採用件数が増加しております。徳島県内におきましても、平成26年4月に阿南市がDBO方式を採用しております。このように、慎重に比較検討を行った結果、公設民営方式(DBO方式)を採用することと決定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(笠井一司君) 吉田稔君。

○16番(吉田 稔君) 町田副市長のほうから、公設民営方式がふさわしいのではないかとということで、十分検討して、そういう結果であるというようなお話を聞きました。人によったら、公設公営のほうが地域の住民の意見をよく聞いてくれるのではないかとこの方も中にはおりますが、公務員がこういった施設を長年経営していくというのは、私はどうかなと思って。民間のスペシャリストが運営していくのが、もしも事故があっても対応が早い。公務員では、そんな対応はちょっと難しいですね。そこいらに公務員を何年も何年も張りつけるっていうのもいかなものかなと思うんで、専門の民間会社に任すと。しかし、地域住民の要望を聞かないような運営をされた場合は、我々市なり環境施設組合のほうからチェックが入れるという利点があります。場合によったら、契約解除ということもできると思います。三豊市は民設民営でございますが、あまりよそのことは言えませんが、民間会社に任せた場合、そこがもうできませんよと言ったら、これはお手上げになりますので、公共のほうも民間に対しては言うことがちょっと控えぎみになるのではないかとこの思います。この公設民営方式っていうのは、施設の所有が広域環境施設組合の公でござい

ますので、民間の運営者が最初の契約と違った運用をした場合には、ちょっと契約違反ということで替わってもらう、あるいは修正してもらおうというようなことも可能となってまいります。そういったことで、私も公設民営方式のほうがメリットがあるのかなと思っております。

原田議員に対しての答弁もしておりましたが、焼却施設より、この燃料化方式というのがコストが安い。今の焼却溶融炉では、1トン当たり4万5,000円の経費がかかるが、この燃料化方式では約2万5,000円から2万8,500円の経費で済み、約6割前後の経費で済むということを前回の質問でも聞いております。それから、初期の施設投資の経費が非常に安いと思います。焼却炉とかボイラーが要らないということで、かなり初期投資も安くなるんじゃないかなと思っております。炉は、高温で焼くので、どうしても寿命が短くなったり、中にはそういうれんがを貼り替えたりとかということもあろうかと思いますが、これは火力を使わない、微生物によって発酵乾燥するというので、60度から70度ぐらいで発酵乾燥をするんだと思いますが、施設の傷みが非常に少ない、ランニングコストが安いというふうなメリットもございます。これから、ひょっとしたら日本全国で広まっていくんじゃないかなと。ヨーロッパではかなり広がっておるんですが、日本では三豊市が第1号だということでございます。2番目に、我々の施設がもしも竣工すれば、かなり全国から視察、研究に来られる施設でないかなと、私も思っております。ところが、一にも二にも地元の理解がないと、こういったものは強引に建てるものでもございませぬ。何十年かお世話になるので、よっぽど地元の理解を得ないと、あのとときの藤井市長の言うことを聞いて後で困ったなということが一番困りますので、藤井市長も逃げ隠れはしない、阿波町でお住まいでございまして、ひとつ市長、退職しても文句言われんような施設運営、それから立地準備も進めていただきたいと思います。

最後に、藤井市長の思いや考えについてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 吉田議員の新ごみ処理施設の建設状況についての再々問、事業推進への思いについて答弁をさせていただきます。

現在のごみ処理施設でございます中央広域環境センターの稼働期限は、再々申し上げてまいりますとおり、令和7年7月末日までとなっております。新ごみ処理施設の稼働開始まで、そういうことで残すところ3年2か月となりました。新ごみ処理施設は、市民の皆様

の日常生活に最も密着した重要な施設でございます。市民の皆様と行政が相互の信頼関係のもと、地域の環境と安全に十分配慮しつつ、事業を推進していく必要があると考えております。そのため、周辺住民の皆様には、引き続き丁寧な説明を誠心誠意させていただきます。ご協力をいただけますよう、鋭意努力してまいります。

新ごみ処理施設は、先ほどの答弁のとおり、燃料化方式とDBO方式を採用する、全国でも類のない施設でございます。議員おっしゃるとおり、全国から多くの方々が視察に訪れていただける施設でございますので、周辺住民の皆様のご理解をいただきながら、地域との共生と循環型社会の実現による2050年カーボンニュートラルを目指し、全力で取り組んでまいります。ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 市長の取組姿勢についてお聞きをいたしました。

この辺の周辺7自治会も藤井市長を知らない方はほとんどいないぐらい、市長を皆知った方々でございます。市長がやめられても、あのときだまされたなっちゃんことのないように、市長がおっしゃるように、地域と共生できるような処理施設ということをひとつ考えていただきたいと思います。どうぞひとつよろしく願いいたします。

これで、ごみ焼却についての質問を終わります。

2番目に、治水対策でございます。

本市では県河川の整備が進んでいますが、現状と今後の計画についてということで、1点目は質問してございます。

ここ5年ぐらい、前後、前からですかね、県河川が阿波市は非常に多いんでございます。その前からも、野崎市長の時代からも、県河川の整備が滞っておるということで県知事にしっかり要請していただきたいということで、阿波市議会も毎回のようには誰からともなく質問が出ておりました。5年前後の前から、急に整備が進みまして、昨年、今年と、こんなにもよくなるのかなってぐらい県河川が同時に樹木の伐採、それから河床の掘削をやられております。前回、5年前ぐらいですかね、木具政策監がこっちへ副市長で、市長の要請で来ていただいたんでございますが、県土整備部出身の木下副市長がまた先輩のようでございます。かなりおかげで県河川の整備が進みましたかねって言いましたら、いや私でなしに、ちょうど国の強靱化事業が進んだので、たまたま遅れてるところに予算がついたということでございまして、私は別にふだんどおり仕事をやってるだけですと謙遜しておられました。今回、また県土整備部の有識者ということで、木下副市長に来てい

ただいております。市長もいろいろ考えるところがあって、県土整備部から来ていただけるように要請したのかも分かりませんが、県河川の整備は現在どのように進んでいるか、あるいは今後の計画について木下副市長にお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 木下副市長。

○副市長（木下修一君） 吉田議員の一般質問の2問目、治水対策についての1点目、本市では県河川の整備が進んでいるが、現状と今後の計画についてのご質問に答弁させていただきます。

本市における県管理河川の整備状況などにつきまして、徳島県東部県土整備局に確認したところ、従来から行われております熊谷川の総合流域防災事業、九頭宇谷川の河川特殊改良事業等の河川改修に加え、即効性の高い対策としまして、河川内の水位を低下させるため、先ほどお話もありましたように、河川に堆積した土砂を取り除く河道掘削、洪水の流れに支障となる樹木を取り除く樹木伐採を、平成30年度から防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、それに続く5か年加速化対策の予算を活用し、市内の河川において実施していると伺っております。樹木伐採につきましては、伊沢谷川、五明谷川などの6河川が令和3年度までに実施されており、大久保谷川、芝生川、九頭宇谷川の3河川については現在着手していただいております。また、河道掘削につきましては、日開谷川、鶯谷川、指谷川の3河川が令和3年度までに実施されており、伊沢谷川、大久保谷川、五明谷川、熊谷川の4河川については現在着工していただいております。こうした取組によりまして、市内の県管理河川の状況は、先ほども議員のほうからもお話がありまして、大きく改善が進んだと考えております。県からは、今後も継続して取り組むとの方針を伺っております。加えて、昨年度本市を通じて県に要望をいたしました宮川内谷川の竹木の伐採や願成寺谷川の護岸の改修につきましては、既に調査・設計に着手していただいております。今後計画的に実施していただけるものと考えております。本市といたしましては、県管理河川の整備が市民の皆様の安全・安心を確保するために不可欠なものとして認識しております。今後とも、県に対しまして、市民の皆様のご要望を適時適切にお伝えするとともに、計画的な事業実施が図られるよう一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

県河川が、同時にこんなに整備が進むとは、我々も思っていませんでした。市民の方も実際びっくりしております。市内4町へ入っても、どの河川も整備に取りかかっているということで、びっくりしているのが現状でないかなと思います。特に、川の中が林のような状態っていうのは長年続いておりましたので、豪雨が来た場合、かなり水位が上がって、堤からあふれるんじゃないかというような心配はしておりました。藤井市長も、事あるごとに県知事に要請しているようでございますが、ようやくスタートへ立ったなという感じがいたしております。市長は知事に要請するんでございますが、実務的な要請、まだ県河川のこの辺がちょっと残ってるんじゃないかとか、いろいろ市民から出るかと思いますが、その辺は木下副市長が窓口となって、県とひとつ交渉していただきたいと、強く要請しておきます。よろしく願いいたします。

それでは、治水対策についての再問。

国では、治水対策として流域治水の取組を推進しておりますが、本市はどのような対策を考えているのかということで、建設部長や産業経済部長にお聞きしたいと思います。

先日、勝命堤防の竣工式がございました。岩津から吉野川の下流に向かって唯一の無堤地区でございました地域にお住まいの方、家屋が浸水したということで非常に苦労しておりました。これも、歴代の市長が要望しておったのが、ようやく着工され、昨年完成し、ついこの間竣工式ということになりました。堤防ができるということは、川の水が我々の住宅のほうへ流れ込まないという利点はあるんでございますが、豪雨がひどくなり、吉野川の水位が上がると、逆にまた内水が上がってくるというふうな心配もございます。ということで治水対策としては、内水対策も必要でないかと思っております。県河川に流入する水を一時抑制するとかといったことも必要でないかと思っております。国は、そういったことで、流域治水の考え方を地域でも取り入れてほしいということで進めているんだろうと思っております。

今回、県河川の整備がどの河川もかなり進んでおりますが、ひとまずは安心はできるんでございますが、まだ想定を超えた雨量があった場合、どうなるかまだ未知数でございます。市内には七十数か所の農業用ため池があるようでございますが、豪雨の台風が接近する前にため池の水を少し先に抜いておくとか、あるいは我々農業をやっている者は、田んぼの水を豪雨が予想される2日前からひとつ水を入れるのを控えて、田んぼの水位を下げしておくというふうなことも、流域治水の考え方になるんじゃないかなと思っております。担当部長、それぞれどういった推進をされているか、お聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 吉田議員の一般質問の2問目、治水対策についての再問、国では治水対策として流域治水の取組を推進しているが、本市はどのような対策を考えているのかのご質問にご答弁させていただきます。

国は、平成21年に策定した吉野川水系河川整備計画において、吉野川の岩津地点から河口に至る下流域で唯一無堤であった本市阿波町の勝命箇所を堤防整備区間として位置づけ、平成24年度より直轄事業として整備を進めていただき、谷島地区上流域は平成27年3月に、伊沢市地区は令和3年7月に完成し、議員お話しのとおり、今月11日に勝命堤防竣工式が盛大に執り行われました。また、平成29年の河川整備計画見直しに合わせ、吉野川左岸瀬詰大橋北詰付近の西原箇所浸食対策及び岩津橋北詰下流側の西林箇所浸透対策などにも取り組んでいただいております。

議員ご質問の本市の対策についてですが、阿波町谷島地区下流域に住む市民の皆様の安全・安心な暮らしを守る取組といたしまして、平成27年阿波市災害危険区域に関する条例を施行し、県河川の九栗谷川から日開谷川の区間において、吉野川の洪水・浸水想定区域を基に、93筆、約5ヘクタールの災害危険区域を指定するとともに、住宅などの居住用建物を対象とした建築制限を設けることにより、出水による災害を未然に防止するとともに、地域住民の安全を確保するよう努めており、河川管理者による治水対策のみでなく、あらゆる関係者による流域全体で治水対策を行う流域治水において、全国的に進んだ施策であると評価をいただいております。また、内水による浸水対策といたしまして、令和2年2月に県内市町村で初めて最大毎分30トンの排水が可能な高性能排水ポンプ車を導入し、台風や集中豪雨時の内水氾濫による住宅地や道路の冠水時に速やかに対応できるよう、市役所の若手職員で構成する本市消防団救援機動隊17名が現場の最前線に速やかに駆けつけ、排水作業を行う体制を構築しております。さらに、緊急浚渫推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債など、有利な財源を活用し、市が管理する準用河川のしゅんせつ及び護岸の改修工事を計画的に実施しております。洪水などの災害から市民の生命・財産を守り、健康で豊かな生活環境と安全で活力ある社会を実現するために、今後も河川の出水による被害の軽減に努めるとともに、起こり得る水災害リスクを想定し、国、県及び流域関係機関と危機感を共有し、協働して防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 吉田議員の一般質問の2問目、治水対策についての再問、農業用ため池の治水対策について答弁をさせていただきます。

国では、平成30年7月の豪雨災害を契機に、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による被害を防止することを目的として、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が令和元年に施行されました。これを受け、本市におきましては、72か所のため池が農業用ため池として県において登録され、公表されております。

議員ご質問の農業用ため池の治水対策につきましては、台風や大雨による被害が予想される場合は、これまで国より県、市を通じてため池管理者に対し事前に巡視及び点検に努めることや災害防止のため貯留水を事前放流することなど対策を講じるよう周知を行っております。特に、ため池の事前放流については、大雨時の雨水等をためる洪水調整の効果があることやため池の決壊を防止する減災の効果が期待できることなど、ため池の保全と防災・減災の両面で有効な対策であります。このため、市では土地改良区などのため池管理者に事前放流の有効性について周知に努め、市内の農業水利施設から災害を発生させないよう、ため池管理者と連携を図ってまいります。また、事前放流に際しては、下流域に居住される住民の皆様への影響に配慮する必要があることから、ため池管理者はもとより、地元消防団や関係集落への連絡体制の仕組みを構築し、市民の皆様への安全と安心の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

行政の一番重要な課題、命題というのは、市民の生命、財産を守ることが大きな命題でもございます。近年、年に1回、どこかでは非常に豪雨災害が出ております。これは人ごとでないなと思うようなことがございます。どうか、大きな災害に対して流域治水の考え方が非常に大切でないかなと思っております。市長は、各部にそういったときに号令をかけまして、市民に対して周知できますように、ひとつ責任を持ってやっていただきたいと思っております。

以上、治水対策についてということで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで、16番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

4時10分から再開いたします。

午後4時00分 休憩

午後4時09分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番後藤修君の一般質問を許可いたします。

8番後藤修君。

○8番（後藤 修君） ただいまから、8番後藤修が一般質問をいたします。

本日最後の質問となりますので、お疲れとは思いますが、簡単明瞭に答弁いただけたらと思います。

早速、今回の質問に入りたいと思います。

大枠で4つの質問をさせていただきます。1問目は公共交通について、2問目は情報発信について、3番目は公共の器物破損等について、4問目は子宮頸がんワクチンについて。

まず、公共交通についてです。

最近のことですが、あわめぐりの予約が取れなかった話から始めたいと思います。

先月、私の母親が白内障の手術をしました。4月26日に手術の説明を受けました。スケジュールとしては、手術は5月9日で、術後の経過を見るため、翌日も通院と決まりました。手術当日は私が送迎し、翌日は私の仕事の都合もあり送迎ができないため、あわめぐりを予約することにしました。結果、予約は取れませんでした。8時40分に眼科に到着する予約をする予定でしたが、高校生の通学により、8時20分までは通学優先となっている、1台は通学優先、それが8時20分までずれ込んでいることが分かりました。そこで、利用者の皆さんの声を聞いてみると、最近予約が取りにくくなったとの声が多く聞こえてきました。朝夕の高校生の利用が増えていることはある程度予想が付きましたが、全体としてどの程度利用が増えたのか調べたのがこのグラフです。（パネルを示す）あわめぐりの1日平均の利用者数推移グラフです。令和元年29.4人、令和2年37.5人、令和3年46.6人、そして直近令和4年5月の平均は56.5人となっています。令和3年と直近令和4年5月の差が1日10人と、利用が増えていることがこのグラフからも分かります。また、毎年2割ずつ増えていることも、このグラフから分かることです。令和3年は、年間目標の1万人の利用を達成することができました。しかし、休みの多い先月5月の一月で1,074人の乗車、12か月で単純に計算しても、今年度は1万

2,000人を大きく超えてきそうです。多くの方が利用していただくことは非常にうれしいことですが、その反面多くの方の予約が取れていない状況になっていることが現状ではないでしょうか。

まず、質問の1点目、あわめぐりの予約成立率の低下について、今後どのように対応していくのか、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問1問目、公共交通についての1点目、あわめぐりの予約成立率の低下について、今後どのように対応していくのかについて答弁をさせていただきます。

阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりは、平成31年4月1日より実証実験運行を開始し、学識者のご意見等を踏まえた上で、割引対象範囲を18歳到達後の最初の年度末まで拡大したことや朝8時台の運行を新設するなどの見直しを行い、令和3年4月から本格運行を開始しております。利用の状況につきましては、令和4年3月末現在、利用登録数が2,015人、乗車人数は令和2年度が延べ9,123人に対し、令和3年度は延べ1万1,291人の方に利用していただいております。令和3年度には1年間の乗車人数が初めて1万人を超え、阿波市デマンド型乗合交通導入当初の目標としておりました年間延べ利用者数1万人を達成しております。

議員ご質問の予約成立率低下への対応につきましては、午前7時台は高校生の通学を優先運行しているため、午前7時台と午前8時台の前半は一般の方の運行予約は成立しにくい状況でございますが、それ以外の時間帯におきましては、より多くの市民の皆様にも効率的にご乗車いただけるよう予約窓口でのきめ細かな運行調整を行うことで、予約成立率の向上に取り組んでまいります。本市といたしましては、限られた予算の中で効率的な阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの運行に努めるとともに、今後もより一層市民の皆様にも親しまれ、利用者に満足いただける地域公共交通となるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

答弁では、割引対象の拡大、8時台の運行の新設など、サービス向上について説明及びその成果として目標である年間の延べ利用者数1万人の達成がありました。当初の目的は、ほぼ達成したものと思います。予約成立率の向上に向けては、きめ細やかな運行調整

を行うと答弁がありました。また、阿波市地域公共交通活性化協議会でも乗合率の向上も検討するとも聞いておりますので、利用者には到着時間の余裕を見ていただき、乗り合いを増やす運行調整だと期待しております。今後とも、1件の予約、1名の利用でも増えるようにご尽力いただければと思います。

次の質問に入ります。

以前、阿波市地域公共交通活性化協議会でも要望しましたアンケートについてです。

市民のニーズには、新たな乗降場所の追加や病院帰りの予約を取りやすくする等、様々な要望があり、サービス向上の上でもアンケートの実施は必要ではないでしょうか。

そこで、2点目として、交通計画策定に伴い実施予定の公共交通に関するアンケートの方針及びスケジュール案をお示しいただきたい。

以上、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問1問目、公共交通についての再問、交通計画策定に伴い実施予定の公共交通に関するアンケートの方針及びスケジュール案について答弁をさせていただきます。

阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりを運行している阿波市地域公共交通活性化協議会では、今年度新たに阿波市地域公共交通計画を策定するため、公共交通に関するアンケート調査の実施を予定しております。アンケート調査では、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりに対する市民ニーズを把握すること、市民サービスの向上につなげること、市民に対する認知度の向上を図ることなどを目的に実施するもので、具体的なアンケート内容につきましては、現在検討しているところでございます。アンケート調査につきましては、今年度中に策定を予定している阿波市地域公共交通計画にその結果を反映できるよう、今年の秋頃までの実施に向け、現在準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より続けて答弁いただきました。

市民ニーズ、サービスの向上、認知度の向上など、アンケートの方向性、方針が分かりました。また、スケジュールとして、今年の秋頃までに実施に向けて準備とも伺いました。現状の問題点を洗い出し、より一層市民に喜ばれるあわめぐりに向けてのアンケートになるよう期待して、この項の質問を終わります。

次の質問に移ります。

次の質問は、情報発信についてです。

14日の徳島新聞で、このような記事を見ました。かいつまんで概要を読みます。東みよし町は、災害や生活の情報をスマートフォンとタブレット端末で確認できるアプリを2023年度から配信する。アプリの配信は、石井、つるぎ両町に続き、県内で3例目、アプリでは、火災発生や災害時の避難案内、バスの運休、新型コロナウイルス関連などの情報が確認できる。必要な情報を選択して受信するのも可能だ。在宅時しか聞けない告知端末とは異なり、町外でも情報が得られる利点がある。アプリシステムの導入委託料6,000万円。この記事だけを見ると、かなりお金をかけての情報発信になると感じました。本市ではLINEを活用すると聞いていましたが、6月1日に配布されました広報あわの折り込みにこんな文句のチラシが入っていました。阿波市、LINE始めました、友達募集中、市の情報をお届けします、このような内容でした。市民の皆様にとどのような内容の情報をお届けするのか、気になるところです。

1点目の質問として、市公式LINEについて、今後どのように活用していくのかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問2問目、情報発信についての1点目、市公式LINEについて今後どのように活用していくのかについて答弁をさせていただきます。

阿波市LINE公式アカウントは、今年の4月1日からプレ運用を開始し、本格運用を5月16日から開始いたしました。プレ運用期間中には、職員への操作説明や運用方法について説明会を開催し、本格運用に向けた準備を行ってきたところでございます。また、6月からは広報紙折り込みチラシ、ホームページにより、市民の皆様へ周知を行っております。現在LINEの国内利用者数は、2022年3月時点で9,200万人となっており、人口の約7割の方が利用をされております。年代別におきましては、10代から40代までが90%以上、50代で85.4%、60代でも76.2%と、幅広い層で使用されており、LINEが生活インフラとして定着していることが分かります。このように、SNSの中でLINEのようにどの年代でも高い利用率となっているツールはほかになく、また配信する市の担当者側にとっても、最新の情報を機動的に、また容易に届けられるという特性を生かし、今後は広報紙やホームページなどの既存の広報媒体に加え、情報

が届きにくかったデジタル世代の若者や高齢者、子育て世代への情報発信を積極的に図ってまいりたいと考えております。また、LINEの特徴でもあります時間や場所を選ばずに、迅速かつ的確に情報を収集できるというメリットを生かし、例えば市民の皆様の安全・安心を守るために防災・減災情報をLINEにアクセスすることにより、瞬時に正確な情報を取得することができる行政ツールとして定着できるよう、今後も引き続き研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

情報が届きにくかった若い人や高齢者、子育て世代への情報発信をすること、また防災・減災情報をLINEにアクセスすることにより瞬時に正確に情報を取得することができる行政ツールとしても研究することが分かりました。高額なお金をかけても、使わなくては意味がありません。まずは知恵を出して、多くの人に親しみあるLINEアプリの利用は今後様々な活用ができるものと期待しております。

次に、今回LINEの活用についても、デジタル化推進プロジェクトチームが関わったとお聞きしております。今後においても、デジタル化推進プロジェクトチームがどのような方向に進むのかをお示しいただきたいと思っております。2点目として、デジタル化推進プロジェクトチームの目指すものとは、この質問については、町田副市長、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 後藤議員の一般質問の2問目、情報発信についての再問、デジタル化推進プロジェクトチームの目指すものとはについて答弁をさせていただきます。

昨年9月にデジタル庁が創設され、我が国もデジタル社会の実現に向けて着実に取り組んでいく段階となっております。本市におきましても、今年度よりDXの推進に向けて全庁的、横断的な推進体制として庁内各課よりPTメンバーを選任しまして、阿波市デジタル化推進プロジェクトチームを立ち上げ、計画的に進めている現状であります。PTの主な役割としましては、自治体DXの推進をはじめ、SNSを活用した効果的な情報発信の推進、PDCAサイクルなどのフレームワークの活用などを掲げております。また、総務省が令和2年12月に自治体DXの推進計画というのを策定しておりまして、その中で自治体に取り組むべき重点取組事項として6項目を掲げております。1点目が自治体の情報システムの標準化、共通化、2点目がマイナンバーカードの普及促進、そして3点目が

自治体の行政手続のオンライン化、4点目が自治体のA I、R P Aの利用推進、5点目がテレワークの推進、6点目がセキュリティー対策の徹底、いわゆる端的に言いますと、D Xは最終的には行政において利用者の負担を軽減するというところでございまして。市役所に例えましたら、役所に来なくてよいと、来ても書かなくてよいと、待たなくてよいと、そういうふうなもんを基本的に目指しているというように聞いております。

そして、阿波市においても、優先的に以上の6項目を進めるために、P Tメンバー内で情報共有を行いながら、定期的にP T会議を開催し、行政のデジタル化に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほども企画総務部長のほうから申し上げましたように、特に今年度から運用を開始しましたL I N Eをより積極的に有効活用していきたいと、まず考えております。具体的に申し上げますと、L I N Eを使う人が事前に受け取りたい情報を選択していくことで、その情報が直接メッセージとして送信されます。そして、相手のメッセージ等をリスクなく受信することが、迅速かつ確実に情報を伝達できるセグメント配信機能の導入も今検討しているところであります。加えて、L I N Eの情報発信を効率的かつ効果的に行うためには、先ほど議員も申されたように、友達登録を増やすことが必要不可欠であります。そのためには、本市の特産認証品のP Rと阿波市L I N E公式アカウントの周知を合わせたコラボ企画も検討しております。以上のように、今後もプロジェクトチーム内で情報共有しながら、D Xの推進、S N Sを活用した情報発信の推進を図り、市民の利便性の向上と事務の効率化を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 町田副市長より答弁いただきました。

全庁的、横断的な推進体制として自治体D X推進計画を策定し、重点取組事項として6項目上げていただきました。2点目に上げていただいたマイナンバーカードの普及促進についても、健康保険証として使える病院はまだまだ少ないと聞いています。また、3点目に上げていただいた自治体の行政手続のオンライン化、阿武町のようにフロッピーディスクを使っている自治体もあるようですが、オンライン化は重要です。また、セグメント配信は、年齢、性別、校区、希望する情報などを組み合わせ、人それぞれのニーズに合った配信もできるとも聞いております。

最後に、目指すものとして市民の利便性の向上と事務の効率化に取り組むとも答弁をお

聞きし、納得しました。今後、PTの活動に期待しております。

この項目の質問は、これで終わります。

次の質問に移ります。

次に、公共の器物破損等についてお伺いします。（パネルを示す）

このパネルは市営団地における火災の状況を表したものです。令和2年11月18日に王子団地にて鉄筋コンクリート平家4戸1棟の集合住宅の火災、2戸全焼の火事があり、死者はゼロでした。また、本年2月4日にも同じく王子団地で火災があり、これも死傷者はゼロでした。今回幸いにも死傷者は出なかったわけですが、市民の生命と財産を守ることは一番大切なことです。それとともに、貴重な税金をかけて建てられた公共の建物を守ることも大事ではないでしょうか。

質問として、1点、市営住宅を破損した場合など、どのように対応しているのかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 後藤議員の一般質問の3問目、公共の器物破損などについて、市営住宅を破損した場合などどのように対応をしているのかのご質問に答弁させていただきます。

市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する方に対し低額な家賃で供給することにより、生活の安定と社会福祉に寄与する目的で建設されております。入居中に生じた、住宅の修繕につきましては、その箇所や状況によって、市が負担するものと入居者の方に負担していただくものに区分し、管理しております。一部例を挙げますと、壁や床、またトイレや風呂設備は、老朽化によるものであれば市が修繕を行い、入居者の原因によるものは、阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、入居者の自己負担により修繕していただいております。

議員お話のとおり、本市では令和2年度、令和3年度と、過去2年間に2件、同じ市営住宅で火災が発生しております。本市では、火災が発生した際には、まず最優先に入居者の安全確保に努めるべく、住宅課職員が現場へ駆けつけるとともに、仮住居の確保、電力会社、本市業務課と連絡調整による電気と水の確保及び寝具の調達など、罹災された入居者に対して迅速に対応しております。先ほど議員が申されたとおり、幸いに2件とも火災によるけが人はおりませんが、消火活動による破損、火災による延焼や煙の蔓延とすすなどにより住めない状態になり、罹災された入居者の皆さんは、現在それぞれ新しい環境の

もとで生活を送られております。今後、市としまして火災発生の防止などに向け取り組む必要があると認識しており、まずは入居者に対し、火の取扱いについて、消防署など各関係機関と連携を図り、火災に対する意識の向上に努めるとともに、火災が発生する際に重要となる初期消火について、団地自治会や自主防災組織などと協力し、初期消火のための初動態勢の構築についても取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 高田建設部長に答弁いただきました。

修繕については、市が負担するものと入居者の方に負担していただくものとを区分して管理していることが分かりました。被災された入居者に対しても迅速に対応し、新しい環境で新しい生活を送られていることも分かりました。今後においても、入居者に対し火の取扱いなど、火災に対する意識の向上に努めることも、答弁いただきました。

今回の火災では、2件ともけが人はいなかったわけですが、一人の不注意で近隣に住む方の生命を脅かす、また財産を奪うことになっているわけで、出火を起こした人に重大な過失があった場合などは、連帯保証人も含めて、何らかの責任を持っていただくルールも必要ではないでしょうか。また、火災保険についても、家賃に含めるなどの検討もあればいいと思います。担当部署の皆さんは、出火直後、大変だったと思います。二度とこのような火災が起きないように、今後も取り組んでいただければと思います。

この質問は、これで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

子宮頸がんワクチンについてです。

子宮頸がんは、子宮の頸部という、子宮の出口に近い部分でできるがんです。子宮頸がんは、若い世代の女性のがんの中で最も多く発生するがんです。日本では、毎年1万1,000人の女性がかかる病気で、さらに毎年約2,900人の女性が亡くなっています。患者さんは、20歳代から増え始めて、30歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう方もいます。妊娠できなくなってしまうのです。この方も、1年間に約1,000人います。しかし、それも子宮頸がん予防ワクチンで感染をある程度予防できます。

そこで、今回の質問として、子宮頸がんワクチンの阿波市での接種状況をお聞きしたいと思っております。

まず、1点目、阿波市での接種状況は。

以上について答弁願います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問の4問目、子宮頸がんワクチンについての1点目、阿波市での接種状況はについて答弁をさせていただきます。

初めに、子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの罹患を防ぐことを目的に、平成25年4月から小学校6年生から高校1年生までの女子を対象に、原則無料で受けられる定期接種として開始しております。議員ご質問の阿波市の接種状況につきましては、子宮頸がんワクチンの定期接種が開始された平成25年度には170人が接種いたしました。全国で接種後に全身の痛みやしびれなどを訴える人があったため、翌年度からの接種者数につきましては全国的に少ない状況となっております。

本市におきましても、平成26年度から令和元年度までは、毎年2人から10人の接種人数で推移している状況でございました。令和2年10月に、国からワクチンの有効性、安全性に関する情報提供があったことから、令和2年度は33人、令和3年度には79人の方が接種を受けられております。また、令和4年度から令和6年度までの3年間に限っては、これまで接種を差し控えていたと考えられる対象者として、平成9年度から平成17年度生まれの9学年の方に対しまして、キャッチアップ接種として、公費負担で接種を開始しています。

今後は、子宮頸がんワクチンの接種を迷っている方、また接種に不安を抱いている方に対しまして、接種するかどうかの判断の参考となるよう必要な情報につきましては、広報あわや阿波市ホームページなどによる情報提供を行うとともに、窓口においても接種に対する相談をきめ細やかに行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 稲井健康福祉部長より答弁いただきました。

平成25年には170人が接種、同年度に全国で接種後に全身の痛み、しびれなどを訴える人があったため翌年からの接種が少なくなり、本市でも26年、令和元年の間は、毎年2人から10人程度であるということが分かりました。令和2年度からは、ワクチンの有効性、安全性に関する情報が国から提供されたこともあり33人、翌3年度は79人が接種しており、接種者は年々増えていることも分かりました。また、接種を行っていない年代にもキャッチアップ接種があることも分かりました。答弁の終わりには、広報あわや

阿波市ホームページなどにより情報提供も行うということを伺いました。阿波市ホームページでは、厚生労働省の子宮頸がんのリーフレット詳細版をリンクしています。この詳細版には、ワクチン接種のリスクもきちんと書かれており、小学校6年生でも十分理解できる内容であると思います。また、窓口でも接種に対する相談をきめ細やかに行っていることも分かりました。この辺り、子育てするなら阿波市、こういうふうに思いました。

再問として、もう一点お聞きしたい点があります。9価ワクチンについてです。質問として、9価ワクチンの公費接種は検討されているのかについて、再問でお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問4問目、子宮頸がんワクチン接種についての再問、9価ワクチンの公費接種は検討されているのかについてご答弁をさせていただきます。

初めに、9価ワクチンとは、9種類の子宮頸がん予防ワクチンが含まれたもので、現在日本国内で使用できる子宮頸がん予防ワクチンは、2価ワクチン、4価ワクチン、9価ワクチンの3種類がございます。このうち、2価ワクチンと4価ワクチンは、定期接種として公費で受けることができます。2価ワクチンと4価ワクチンにつきましては、子宮頸がんにかかりやすいウイルスに対して高い感染予防効果があることが分かっていますが、9価ワクチンにつきましては、予防効果はあるものの、ワクチンの安全性、有効性についてのデータが少ないことから、厚生労働省の審議会でも継続して協議が行われているところであり、このような状況から、9価ワクチンの公費への助成につきましては、国の審議会での協議の状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 稲井健康福祉部長より答弁いただきました。

この件についてパネルを作りましたので、併せてご覧いただければと思います。（パネルを示す）

子宮頸がんワクチンと検診についてまとめたものです。

2価ワクチン、4価ワクチンとも、多くのウイルスの50から70%をカバーしています。先ほども言われたように、公費、無料です。9価ワクチンについては、さらに多くのウイルスの90%をカバーします。しかし、今のところ全額自己負担で、3回接種で9万

円前後かかります。ワクチン接種には、いずれにしてもリスクを伴います。ご家族で慎重に相談することが大切です。9価ワクチンについて、少し掘り下げて調べてみると、静岡県富士市では半額を公費負担しているとも知りました。答弁でもありましたが、効果の高い、それがまだ分かっていない状況ということで、9価ワクチンも今後検討していただくということがありました。自分の表の中では、9価ワクチンで90%をカバーする、こういうふうに書かせていただきましたが、今後また選択肢の一つになるように検討いただければと思います。

後付けになりますが、子宮頸がんの検診では、早期発見で高い確率で完治でき、リスクを伴わないため、20歳から2年に1回の検診、本市では1,200円で受診できるそうです。こういうふうな取組もあるので、ワクチン接種、この検診、それぞれをまた今後も広報をお願いしたいと思います。他の自治体によっては、がん検診については全て公費負担のところもあるようです。早期発見により高額医療を削ることも可能ではないでしょうか。市長、まずは子宮がんや乳がん、子宮頸がんの検診、これを公費、無料にできるようなことも検討をぜひお願いします。そうすることにより、長期的には国保医療費が安くなる、こういうことも考えられるのではないのでしょうか。もとより受診率を上げることで、阿波市民の命を守ることにつながるのではないのでしょうか。前向きにご検討いただければと思います。

質問は、これで終わりですが、昨年6月定例会では成人式について質問させていただきました。次期成人式は粛々と準備が進んでいるように伺っております。本日も多くの感染者が出ましたが、感染対策をしっかりと取って、コロナに負けることがなく、成人式をできるよう頑張ってくださいと思います。

これをもちまして今回の私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで、8番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、明日17日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時53分 散会